

赤字は第12次計画からの変更・修正点、赤字に黄色網掛けは、第2回環境審議会自然環境部会（12/20）以降の変更・修正点

資料1-3

令和4年2月8日（火）
環境審議会第3回自然環境部会
検討資料

山形県第13次鳥獣保護管理事業計画 （案）

令和4（2022）年3月

山形県

目次

はじめに	1
鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	1
第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 前計画期末の状況	1
(2) 方針	1
(3) 鳥獣保護区の指定等計画	3
2 特別保護地区の指定	4
(1) 前計画期末の状況	4
(2) 方針	4
(3) 特別保護地区指定計画	6
3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定	7
(1) 方針	7
(2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画	7
4 休猟区の指定	7
(1) 前計画期末の状況	7
(2) 方針	7
5 鳥獣保護区の整備等	7
(1) 方針	7
(2) 整備計画	8
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	8
1 鳥獣の人工増殖	8
(1) 方針	8
2 放鳥獣	8
(1) 前計画期末の状況	8
(2) 方針	8
(3) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	8
(4) 放獣計画	8
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	9
1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	9
(1) 希少鳥獣	9
(2) 狩猟鳥獣	9
(3) 外来鳥獣等	9
(4) 指定管理鳥獣	9
(5) 一般鳥獣	9
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	10
(1) 許可しない場合の基本的考え方	10
(2) 許可に当たっての条件の考え方	10
(3) わなの使用に当たっての許可基準	12
(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	12
(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方	12
3 学術研究を目的とする場合	12
(1) 学術研究	12
(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）	13
4 鳥獣の保護を目的とする場合	13

目次は最終的に調整します

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合	1 3
(2) その他鳥獣の保護を目的とする場合	1 3
5 鳥獣の管理を目的とする場合	1 4
(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合	1 4
(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	1 6
6 その他特別の事由の場合	2 3
(1) 許可基準	2 3
(2) 許可しない場合の考え方	2 4
(3) 許可に当たっての条件の考え方	2 4
7 捕獲許可した者への指導	2 4
(1) 捕獲物又は採取物の処理等	2 4
(2) 捕獲等又は採取等の情報の収集	2 4
(3) 従事者の指揮監督	2 4
(4) 危険の予防	2 4
(5) 錯誤捕獲の防止	2 4
8 許可権限の市町村長への委譲	2 4
(1) 条例に基づく許可権限の委譲	2 4
(2) 被害防止計画に基づく許可権限の委譲	2 4
(3) 市町村の事務処理に対する助言	2 4
9 鳥類の飼養登録	2 5
(1) 方 針	2 5
(2) 飼養登録事務の処理	2 5
(3) 飼養適正化のための指導内容	2 5
10 販売禁止鳥獣等の販売許可	2 5
(1) 許可の考え方	2 5
(2) 許可の条件	2 5
11 住宅集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項	2 5
第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項	2 6
1 特定猟具使用禁止区域の指定	2 6
(1) 方 針	2 6
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	2 6
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	2 7
2 特定猟具使用制限区域の指定	2 7
3 猟区設定のための指導	2 7
4 指定猟法禁止区域の指定	2 7
(1) 方 針	2 7
(2) 許可の考え方	2 8
(3) 条件の考え方	2 8
(4) 指定猟法禁止区域指定内訳	2 8
第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	2 8
1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針	2 8
2 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施策の方針	2 8
(1) 計画の作成方針	2 8
(2) 計画に基づく施策の方針	2 8
(3) 第二種特定鳥獣管理計画に係る市町村実施計画の作成に関する方針	2 9
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	2 9
1 基本方針	2 9
2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	2 9
(1) 方 針	2 9
(2) 鳥獣生息分布調査	2 9

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	30
(4) 狩猟鳥獣生息調査	30
(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査	30
3 法に基づく諸制度の運用状況調査	31
(1) 鳥獣保護区の指定・管理等調査	31
(2) 捕獲等情報収集調査	31
(3) 制度運用の概況調査	31
4 放射性物質検査	31
第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項	31
1 鳥獣行政担当職員	31
(1) 方針	31
(2) 設置計画	32
(3) 研修計画	32
2 鳥獣保護管理員	32
(1) 方針	32
(2) 設置計画	32
(3) 年間活動計画	33
(4) 研修計画	33
3 保護及び管理の担い手の育成及び確保	33
(1) 方針	33
(2) 研修計画	33
(3) 狩猟者の育成及び確保のための対策	33
4 鳥獣保護センター等の設置	34
(1) 方針	34
5 指導	34
(1) 方針	34
(2) 年間計画	34
6 必要な財源の確保	34
第九 その他	34
1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	34
2 狩猟の適正管理	35
3 傷病鳥獣救護の基本的な対応	35
4 感染症への対応	35
(1) 高病原性鳥インフルエンザ	35
(2) その他の感染症	36
5 普及啓発	36
(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等	36
(2) 野鳥の森等の整備	37
(3) 安易な餌付けの防止	37
(4) 小中学生を対象にした普及啓発	37
(5) 法令の周知徹底	37
附属資料	

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第1条の目的を達成するため、法第4条に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（令和3年10月環境省告示第69号。以下「基本指針」という。）」を踏まえ、山形県第13次鳥獣保護管理事業計画を下記のとおり定めるものとする。

はじめに

本県には豊かな自然の中、多様な鳥獣相が形づくられており、全国で確認されている鳥類約550種のうち本県では約380種、獣類では同じく80種のうち45種の生息が確認されている。

本県は、県土面積（約93万ha）の約72%（約67万ha）が森林であり、この約66%が広葉樹林で構成され、これには全国一の面積（約15万ha）を誇るブナの天然林が含まれる。こうした豊かな森林は、多様な鳥獣の生息に適した環境を有し、食物連鎖の頂点に立つイヌワシやクマタカといった絶滅危惧種（環境省又は本県が作成した最新のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣をいう。以下同じ。）の希少な猛禽類の全国有数となる生息を支えている。

一方で、明治・大正期以後、長らく絶滅したとされてきたイノシシ、ニホンジカが県内全域で急激に分布を回復しており、イノシシは県内全域に生息域を拡大し、農作物被害は急増した。また、ニホンジカは県内への侵入初期段階となっている。さらに、カワウによる被害も顕著となってきている。これら有害鳥獣による農林水産業への被害防止対策に努めているが、被害増加の圧力は高まっている。このような在来種の鳥獣の急増は、ライグマなど外来鳥獣の侵入と同様に生態系に対する影響も懸念される。

また、令和2年度のツキノワグマの目撃件数は過去最高となるなど、ツキノワグマやニホンザルなどが人の生活領域に出没する傾向を強めているとともに、カラス、スズメ、ムクドリなどによる農業被害は依然として大きく、人と鳥獣とのあつれきの増大が懸念される。

こうした状況を踏まえ、希少な鳥獣については、その生息環境を良好な状態に保全する一方、人の生活や生態系とのバランスを失わせつつある鳥獣については、急激な個体数の増加や生息域の拡大を抑制し、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）において示された生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則等をはじめとする同法の趣旨を踏まえながら、適正に保護管理事業を実施していくものとする。

【鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題】

ツキノワグマやニホンザルなどが人の活動領域に出没し、農林業被害をもたらし、時折、人身被害を発生させるなど野生鳥獣と県民とのあつれき軋轢が高まっているとともに、県内で一時絶滅していたイノシシは県内全域に生息域を拡大し、生息数も増加した。また、ニホンジカも生息域を拡大しており、県内への侵入初期段階となっている。

なお、野生鳥獣と人間が棲み分けるための緩衝帯となっていた里山林の管理放棄地や農地の耕作放棄が増加する一方、野生鳥獣の捕獲を担う熟練の狩猟者が減少し、高齢化が進行するなど、野生鳥獣を本来の生息域に押し戻す力が弱まっている。

このような状況において、野生鳥獣と人との軋轢を緩和させていく一方で、絶滅が危惧される野生鳥獣の地域個体群の安定的存続を図り生態系のバランスをとっていくため、関係者が連携し、野生鳥獣の被害防除対策個体群管理、生息環境管理及び個体群管理等（捕獲対策）の取組みを組み合わせた被害防除対策の実施等による総合的な鳥獣対策（保護及び管理）の取組みの推進が必要となっている。

また、県では、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカの4種件の第二種特定鳥獣管理計画を策定している。これらの計画は、「適正な生息数の維持（抑制）」と「農林業被害の軽減及び人身被害の未然防止」を策定の目的としている。具体的な実施方策としては、県では、市町村が鳥獣による被害防止計画に基づき実施する被害防止活動を支援する。そして、「被害防除対策」、「生息環境管理」及び「捕獲対策」を組み合わせ、住民主体の集落単位による総合的

つ継続的な取組みを推進し、優良実践地区で得られた成果（優良取組事例）を県全体に波及させていくこととしている。

なお、地域の状況に応じて、集落単位のみならず、複数集落の連携や地域運営組織による鳥獣被害対策の推進方策をも検討していくこととする。

第一 計画の期間

令和4（2022）4月1日から令和9（2027）3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 前期計画期末の状況

鳥獣保護区の指定は鳥獣の保護を図るうえで根幹となる制度で、これまで積極的にその指定に努めてきたところであり、県全体の鳥獣保護区の指定面積は、県指定（80,574~~89,213~~ha）、国指定（30,253ha）合計で110,815~~119,466~~haと県土面積932,315~~932,346~~haの約121~~13~~%を占めている。

しかし、イノシシによる農業被害の急増やツキノワグマの出没の増加に伴い、その生息地にあたる鳥獣保護区において、狩猟による捕獲圧の確保が求められるようになり、県では鳥獣保護区から指定鳥獣捕獲禁止区域への指定振替を勧めているが、区域の縮小又は更新の取りやめに至る事例が生じている。

(2) 方針

ア 指定に関する方針

(ア) 新規区域の指定

イヌワシ、クマタカ等の希少な猛禽類について、県内の生息地を確認し、その生息を保護するため、営巣地や餌場等、当該種の繁殖等に必要な区域を把握し、それらが含まれるよう鳥獣保護区の新設又は区域の拡大に努めるものとする。生息環境を安定して保全するため、新設の場合の存続期間は原則として20年とする。

(イ) 既存区域の指定更新

第13次鳥獣保護管理事業計画期間中において期間満了となる既設の鳥獣保護区については、原則として存続期間の更新を行うものとする。

この場合、森林鳥獣生息地や大規模生息地のうち、希少な猛禽類の生息地であって生息環境を安定して保全する必要があると認められる鳥獣保護区又は山形県自然環境保全条例（昭和48年3月24日山形県条例第21号）第7条第1項の規定により指定した山形県自然環境保全地域（以下「自然環境保全地域」という。）の区域を含む鳥獣保護区については、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

ただし、鳥獣保護区に生息する鳥獣によって周辺地域に被害を発生させることが確認され、狩猟による捕獲圧を確保する必要があると判断される場合、その鳥獣保護区の区域を縮小し又は更新取りやめを検討するものとする。なお、この場合、法第12条第2項の規定により被害を発生させる狩猟鳥獣を除いて、狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定することを検討するものとする。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

イヌワシ、クマタカといった希少な猛禽類をはじめ、森林に生息し又は森林を餌場にする鳥獣の保護を図るため、良好な森林生態系が形成されている地域について、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

既存区域の指定更新にあつては、希少な猛禽類の生息地であって生息環境を安定して

保全する必要があると認められる鳥獣保護区又は自然環境保全地域の区域を含む鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

既存区域の指定更新にあつては、希少な猛禽類の生息地であつて生息環境を安定して保全する必要があると認められる鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥等の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

絶滅危惧種にあたる鳥獣若しくは準絶滅危惧種（NT）、情報不足（DD）又は絶滅のおそれのある地域個体群（LP）として環境省又は本県が作成した最新のレッドリストに掲載されている鳥獣の生息地であつて、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。

(カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であつて鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、県内の状況を点検し、鳥獣保護区の新設の必要性について検討する。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、鳥獣保護区の新設又は区域の拡大の必要性について検討する。

既存区域の指定更新にあつては、自然環境保全地域の区域を含む鳥獣保護区の指定を更新する場合、新たな存続期間を20年として更新するものとする。

(3) 鳥獣保護区の指定等計画

更新後の内容

(第1表)

区 分	鳥獣保護区 指定の目標	既指定鳥獣 保護区 (A)	本計画期間に指定する鳥獣保護区						
			年 度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計(B)
森林鳥獣生息地	箇所	30		3	3	3	3	2	14
	面積	60,292ha		6,856ha	1,967ha	2,603ha	8,421ha	3,910ha	23,757ha
大規模生息地	箇所	1							0
	面積	13,787ha							0ha
集団渡来地	箇所	1							0
	面積	353ha							0ha
集団繁殖地	箇所	1		1					1
	面積	276ha		276ha					276ha
希少鳥獣生息地	箇所								0
	面積								0ha
生息地回廊	箇所								0
	面積								0ha
身近な鳥獣生息地	箇所	19		5		4	2	1	12
	面積	5,854ha		1,078ha		1,963ha	180ha	899ha	4,120ha
計	箇所	52		9		7	5	3	27
	面積	80,562ha		8,210ha		4,566ha	8,601ha	4,809ha	28,153ha

年 度	本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						本計画期間に区域を減少する鳥獣保護区					
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計(C)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計(D)
箇所						0		1		1		2
変動面積						0ha		5,382ha		2,312ha		7,694ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0			1			1
変動面積						0ha			169ha			169ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3
変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	5,382ha	169ha	2,312ha	0ha	0ha	7,863ha

区 分	年 度	本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計(E)	計画期間中 の増△減*	計画終了時 の鳥獣保護 区**
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度				
森林鳥獣生息地	箇所	4	3	5	4	2	18	△ 4	26	
	変動面積	8,665ha	1,967ha	3,389ha	10,031ha	3,910ha	27,962ha	△ 11,899ha	48,393ha	
大規模生息地	箇所						0	0	1	
	変動面積						0ha	0ha	13,787ha	
集団渡来地	箇所						0	0	1	
	変動面積						0ha	△ 169ha	184ha	
集団繁殖地	箇所	1					1	0	1	
	変動面積	276ha					276ha	0ha	276ha	
希少鳥獣生息地	箇所						0	0	0	
	変動面積						0ha	0ha	0ha	
生息地回廊	箇所						0	0	0	
	変動面積						0ha	0ha	0ha	
身近な鳥獣生息地	箇所	5		4	2	1	12	0	19	
	変動面積	1,078ha		1,963ha	180ha	899ha	4,120ha	0ha	5,854ha	
計	箇所	10	3	9	6	3	31	△ 4	48	
	変動面積	10,019ha	1,967ha	5,352ha	10,211ha	4,809ha	32,358ha	△ 12,068ha	68,494ha	

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
**箇所数についてはA+B-
面積についてはA+B+C-D-

ア 鳥獣保護区の指定計画

第13次鳥獣保護管理事業計画期間中において新たに鳥獣保護区を指定する計画はないが、(2)方針に基づき、新たな鳥獣保護区の指定を検討していくものとする。

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

更新後の内容

(第2表)

面積：ha

年度	設定区分	番号	鳥獣保護区 の指定面積の移動						変更後指定期間		設定理由	
			名称	所在地	変更区分	移動前の面積	移動面積	移動後の面積				
R4	森林鳥獣生息地	5	神室	(新庄市金山町最上町) 新庄市金山町	区域縮小指定振替	9,384	-5,382	4,002	R4.11.1からR14.10.31まで	10年	鳥獣の生息状況の変化	
		55	大花山	小国町	期間更新	340	0	340				
		7	吾妻	米沢市	期間更新	(6,169) 6,187	0	6,187			面積修正	
		30	屋敷平	最上町	満了指定振替	1,809	-1,809	0			鳥獣の生息状況の変化	
		34	羽黒山	鶴岡市	期間更新	329	0	329	R4.11.1からR14.10.31まで	10年		
	9	飛鳥	酒田市	期間更新	276	0	276					
	集団繁殖地	身近な鳥獣生息地	38	野々村	真室川町	期間更新	174	0	174			
			47	東山	新庄市	期間更新	(325) 320	0	320			面積修正
			48	徳良湖	尾花沢市	期間更新	40	0	40			
			50	眺海の森	酒田市	期間更新	456	0	456			
			51	東陽	酒田市	期間更新	88	0	88			
R5	森林鳥獣生息地	26	月山	西川町	期間更新	651	0	651	R5.11.1からR15.10.31まで	10年		
		27	大頭森山	大江町	期間更新	806	0	806				
		29	温海岳	鶴岡市	期間更新	510	0	510				
	8	千眼寺裏	米沢市	区域縮小	353	-169	184			鳥獣の生息状況の変化		
R6	森林鳥獣生息地	19	愛宕山	山形市	満了指定振替	536	-536	0			鳥獣の生息状況の変化	
		20	八向山	新庄市戸沢村	期間更新	568	0	568	R6.11.1からR16.10.31まで	10年		
		21	金山	金山町	満了	250	-250	0				
		22	小国	小国町	区域縮小指定振替	(2,455) 2,458	-2,312	146	R6.11.1からR16.10.31まで	10年	面積修正、鳥獣の生息状況の変化	
		23	白川	飯豊町	期間更新	1,960	0	1,960				
		24	岡山、井岡	鶴岡市	期間更新	75	0	75				
	6	(金峰) 金峯	鶴岡市	名称変更期間更新	523	0	523					
	身近な鳥獣生息地	42	東沢公園	村山市	期間更新	460	0	460				
		43	高館山	鶴岡市	期間更新	931	0	931				
		44	清川	庄内町	期間更新	49	0	49				
R7		森林鳥獣生息地	15	大井沢	西川町	期間更新	576	0	576	R7.11.1からR17.10.31まで	10年	
	16		大蔵	大蔵村	期間更新	1,949	0	1,949				
	17		東根	白鷹町	満了指定振替	1,610	-1,610	0			鳥獣の生息状況の変化	
	18		田麦俣	鶴岡市	期間更新	(5,903) 5,896	0	5,896	R7.11.1からR17.10.31まで	10年	面積修正	
	40	千歳山	山形市	期間更新	68	0	68					
41	出羽三森	天童市	期間更新	112	0	112						
R8	森林鳥獣生息地	13	御所山	尾花沢市	期間更新	1,355	0	1,355	R8.11.1からR18.10.31まで	10年		
		14	摩耶山	鶴岡市	期間更新	2,555	0	2,555				
	39	経塚山	上山市	期間更新	899	0	899					
合計			34箇所			(44,544) 44,553	-12,068	32,485				

2 特別保護地区の指定

(1) 前期計画期末の状況

鳥獣保護区の区域内で特に鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る必要があると認められる区域を指定する特別保護地区の指定面積は、県指定(5,571~~5,568~~ha)、国指定(4,600ha)、合計で10,168haと鳥獣保護区指定面積110,815~~119,486~~haの約9%となっている。

特別保護地区は、多様な鳥獣の生息地である主に山岳の山頂部や稜線部、河川の最上流部を含めた区域であって、人が居住する地域から離れた区域を指定していることから、鳥獣による被害の発生等を理由にした区域の縮小又は指定取りやめの事例は行わない。

(2) 方針

ア 指定に関する方針

(ア) 新規区域の指定

鳥獣保護区内において、希少な猛禽類の営巣地であるなど、生息環境の保全や生態系の維持が、生息鳥獣にとって特に重要である地域について把握し、特別保護地区の指定に努めるものとする。特別保護地区の存続期間は鳥獣保護区の存続期間と同一の期間とする。

(イ) 期間満了となる区域の指定

第13次鳥獣保護管理事業の計画期間中において期間満了する特別保護地区については、鳥獣の生息状況等に応じ、原則として再び指定を行うものとする。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

イヌワシ、クマタカといった希少な猛禽類の営巣地など、良好な鳥獣の生息環境となっている区域の新たな指定又は区域の拡大の必要性について検討する。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該鳥獣保護区において必要と認められる中核的地区に対する新たな指定又は区域の拡大の必要性について検討する。

(ウ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区に対する新たな指定の必要性について検討する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類等の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区に対する新たな指定の必要性について検討する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

鳥獣保護区を新設する場合、保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域について指定を検討する。

(カ) 生息地回廊の保護区

鳥獣保護区を新設する場合、保護対象となる鳥獣の移動路として必要と認められる中核的地区について指定を検討する。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について、住民生活への影響を十分考慮のうえ、指定の必要性を検討する。

(3) 特別保護地区指定計画

更新後の内容

(第3表)

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区						計(B)
			年 度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
森林鳥獣生息地	箇所	8	1	1	1		2	5	
	面積	4,282ha	1,644ha	160ha	146ha		950ha	2,900ha	
大規模生息地	箇所	1						0	
	面積	1,289ha						0ha	
集団渡来地	箇所							0	
	面積							0ha	
集団繁殖地	箇所							0	
	面積							0ha	
希少鳥獣生息地	箇所							0	
	面積							0ha	
生息地回廊	箇所							0	
	面積							0ha	
身近な鳥獣生息地	箇所							0	
	面積							0ha	
計	箇所	9	1	1	1	0	2	5	
	面積	5,571ha	1,644ha	160ha	146ha	0ha	950ha	2,900ha	

年 度	本計画期間に区域拡大する特別保護地区						本計画期間に区域を減少する特別保護地区(設定区分の変更を含む)					
	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計(C)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計(D)
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所						0						0
変動面積						0ha						0ha
箇所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
変動面積	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha	0ha

区 分	年 度	本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	計(E)		
森林鳥獣生息地	箇所	1	1	1		2	5	0	8
	変動面積	1,644ha	160ha	146ha		950ha	2,900ha	0ha	4,282ha
大規模生息地	箇所						0	0	1
	変動面積						0ha	0ha	1,289ha
集団渡来地	箇所						0	0	0
	変動面積						0ha	0ha	0ha
集団繁殖地	箇所						0	0	0
	変動面積						0ha	0ha	0ha
希少鳥獣生息地	箇所						0	0	0
	変動面積						0ha	0ha	0ha
生息地回廊	箇所						0	0	0
	変動面積						0ha	0ha	0ha
身近な鳥獣生息地	箇所						0	0	0
	変動面積						0ha	0ha	0ha
計	箇所	1	1	1	0	2	5	△ 0	9
	変動面積	1,644ha	160ha	146ha	0ha	950ha	2,900ha	△ 0	5,571ha

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E
**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

ア 特別保護地区の指定計画

第13次鳥獣保護管理事業計画期間中において新たに特別保護地区を指定する計画はないが、(2)方針に基づき、新たな特別保護地区の指定を検討していくものとする

イ 既指定特別保護地区の再指定計画

更新後の内容

(第4表)

面積：ha

年度	鳥獣保護区				特別保護地区								
	名称	所在地	変更区分	指定面積	設定区分	番号	名称	所在地	移動前の面積	移動面積	移動後の面積	設定後指定期間	
R4	神室	(新庄市 金山町 最上町) 新庄市 金山町	区域縮小 指定振替	4,002	森林鳥獣 生息地	5	神室	新庄市 金山町	1,644	0	1,644	R4.11.1から R14.10.31まで	
R5	月山	西川町	期間更新	651	森林鳥獣 生息地	26	月山	西川町	160	0	160	R5.11.1から R15.10.31まで	10年
R6	小国	小国町	区域縮小 指定振替	146	森林鳥獣 生息地	22	小国	小国町	(143) 146	0	146	R6.11.1から R16.10.31まで	10年
R7	該当なし												
R8	御所山	尾花沢市	期間更新	1,355	森林鳥獣 生息地	13	御所山	尾花沢市	401	0	401	R8.11.1から R18.10.31まで	10年
	摩耶山	鶴岡市	期間更新	2,555		14	摩耶山	鶴岡市	549	0	549		
合計	6箇所			8,709			5箇所		(2,897) 2,900	0	2,900		

3 狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域の指定

(1) 方針

鳥獣の保護を図る必要が認められる区域のうち、農林業等への被害の原因となる狩猟鳥獣の捕獲等を促進する必要がある区域については、法第12条第2項に基づき、当該狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域（以下「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」という。）として指定し、農林業被害の軽減と鳥獣全般の保護の両立を目指すものとする。

(2) 狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定計画

更新後の内容

(第5表)

面積：ha

年度	鳥獣保護区の指定面積の移動						狩猟鳥獣捕獲禁止区域						備考
	名称	所在地	変更区分	移動前の面積	移動面積	移動後の面積	番号	名称	所在地	指定面積	指定期間		
R4	神室	(新庄市 金山町 最上町) 新庄市 金山町	区域縮小 指定振替	9,384	-5,382	4,002	4	神室	最上町	5,382	R4.11.1から R14.10.31まで	10年	イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマを除く
	屋敷平	最上町	満了 指定振替	1,809	-1,809	0	5	屋敷平	最上町	1,809			
R5	愛宕山	山形市	満了 指定振替	536	-536	0	6	愛宕山	山形市	536	R5.11.1から R15.10.31まで	10年	
R6	小国	小国町	区域縮小 指定振替	(2,455) 2,458	-2,312	146	7	小国	小国町	1,182	R6.11.1から R16.10.31まで	10年	
R7	東根	白鷹町	満了 指定振替	1,610	-1,610	0	8	東根	白鷹町	1,610	R7.11.1から R17.10.31まで	10年	
合計	5箇所			(15,791) 15,794	-11,649	4,148		5箇所		10,519			

4 休猟区の指定

(1) 前計画期末の状況

県内に休猟区はない。

休猟区の指定効果について検証するため、第9次鳥獣保護事業計画期間中の平成17(2005)年度から休猟区の指定を休止し、地域ごとの調査区域を選定して、休止以前の平成14(2002)年度から10年間における鳥獣の生息状況の推移等を継続して調査した。調査の結果、休止後も鳥獣の減少は見られなかったこと及び狩猟者数が減少していることを理由に、第10次

鳥獣保護事業計画以降、休猟区の指定は行っていない。

(2) 方針

第13次鳥獣保護管理事業計画期間中において、新たな休猟区の指定は原則として行わない。ただし、本県が第二種特定鳥獣に指定する狩猟鳥獣が被害を発生させることを理由に鳥獣保護区を縮小し又は更新を取りやめる場合、鳥獣保護区の従前の区域を休猟区に指定し、法第14条第1項による特例を適用させることを検討することとする。

また、鳥獣保護管理員等による生息状況調査等から、狩猟鳥獣等が明らかに減少している区域が見つかった場合は、休猟区の指定を検討するものとする。

5 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

指定区域の境界等を明らかにするため、鳥獣保護区等（狩猟鳥獣捕獲禁止区域を含む。以下本項において同じ。）について標識類の整備を図ることとし、多雪地帯においては、制札から木標への立て替えに努める。

新規に指定する鳥獣保護区等がある場合は、狩猟期間前に境界を優先して標識類の設置を行い、区域の拡大又は縮小を行う場合は、移動する境界の標識類を移動させ、又は新規補充するものとする。

存続期間の更新を行わない鳥獣保護区等がある場合は、原則として、狩猟期間前に標識等を撤去するものとする。

観察のための利用施設については、必要に応じて整備に努める。

また、鳥獣保護区等全般について、定期的な巡視を行い、標識類等の管理を行うとともに、鳥獣保護区等内における鳥獣の生息状況の把握に努める。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置箇所数等(新規及び更新)

更新後の内容

(第6表)

区 分	令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)		令和6年度 (2024)		令和7年度 (2025)		令和8年度 (2026)	
	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量	箇所数	数量
標識類 制札	11	41	4	12	10	52	6	27	3	9
木標	2	5	0	0	1	8	1	6	0	0

イ 利用施設の整備

(第7表)

区 分	実施年度	整備予定保護区の名称	整備内容	備考
観察路、観察舎等の整備	平成14年度	蔵王鳥獣保護区	野鳥の森観察小屋の修繕	

ウ 調査、巡視等の計画

(第8表)

区 分		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
		鳥獣保護管理員等	箇所数	56	56	56
	人数	52	52	52	52	52

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とされているヤマドリ、キジ等について人工増殖を行う者に対し、以下に配慮して指導するものとする。

ア 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図ること。

イ 人工増殖に際しては、地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とすること。

2 放鳥獣

(1) 前計画期末の状況

狩猟鳥獣のうち放鳥の対象とされているキジ、ヤマドリについて自然状態における生息動向等を検証するため、第9次鳥獣保護事業計画期間中の平成17(2005)年度から放鳥を休止し、地域ごとの調査区域を選定して、休止以前の平成14(2002)年度から10年間における鳥獣の生息状況の推移等を継続して調査した。

調査の結果、放鳥休止後も鳥獣の減少は見られなかったこと及び狩猟者数が減少している状況を鑑み、県として第10次鳥獣保護事業計画以降、キジ・ヤマドリの放鳥は行わないこととしている。

(2) 方針

第13次鳥獣保護管理事業計画期間中において、県として人工増殖した個体の放鳥は行わない。

個体数減少により増加させる必要が生じた狩猟鳥類がある場合、人工増殖及び放鳥による遺伝的になく乱の防止を図る観点から、法第12条第2項による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限等、当該鳥類の保護規制により個体数の回復を図ることを優先するものとする。

(3) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

なし。

(4) 放獣計画

狩猟鳥獣である哺乳類について、原則として人工増殖した個体の放獣は行わないものとする。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 本県における希少鳥獣（以下、「山形県希少鳥獣」という。）とは、本県が作成した最新のレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類、Ⅱ類又は絶滅のおそれのある地域個体群(LP)に該当する鳥獣であって、法第2条第4項により環境省令で定める希少鳥獣及び同条第7項により環境省令で定める狩猟鳥獣を除くものとする。

(第9表)

	山形県希少鳥獣	山形県レッドリスト掲載カテゴリ
鳥類	カラスバト、ヒクイナ、ヘラシギ、コアジサシ、ハシブトウミガラス、ウミガラス、ウミスズメ、カンムリウミスズメ、イヌワシ、ブッポウソウ、チゴモズ、アカモズ、コシアカツバメ、セッカ、コジュリン	絶滅危惧ⅠA類(CR)
	ハクガン、シジュウカラガン、コクガン、オオハム、コウノトリ、クロサギ、カラシラサギ、ヨタカ、ハチクマ、ハイタカ、オオタカ、サンバ、クマタカ、コノハズク、フクロウ、キバシリ、オオジュリン	絶滅危惧ⅠB類(EN)
	ヨシゴイ、タンチョウ、ナベヅル、ケリ、シロチドリ、オオジシギ、ホウロクシギ、ツルシギ、アカアシシギ、ミサゴ、オジロワシ、オオワシ、チュウヒ、ツミ、アオバズク、トラフズク、ヤマセミ、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、ホシガラス、ヒバリ、コヨシキリ、コマドリ、イワヒバリ、セグロセキレイ、ホオアカ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)
	飛島と周辺の島々のウミネコ繁殖個体群	絶滅のおそれのある地域個体群(LP)
獣類	ニホンジネズミ	絶滅危惧Ⅱ類(VU)

※ 最新のレッドリストは2018年度改定版

イ 山形県希少鳥獣については、生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて適切な保護を図る。

(2) 狩猟鳥獣

ア 狩猟鳥獣については、生息状況等や被害状況等の把握に努め、必要に応じて保護又は管理を図る。

また、関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

イ 被害防止の目的で行う捕獲等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の作成及びその推進により、地域個体群の存続を図りつつ、被害の防止を図る。

(3) 外来鳥獣等

国内に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された外来鳥獣及び県内に本来生息地を有しておらず、人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている鳥獣（以下「外来鳥獣等」という。）については、その生息・被害状況等の把握に努めるとともに根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害捕獲を推進し被害の防止を図る。

(4) 指定管理鳥獣

ア 法第2条第5項の規定により、環境大臣が定める指定管理鳥獣については、生息状況や被害状況等の把握に努め、適切な管理を図る。

また、関係行政機関からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産等又は生態系に係る被害状況の把握に努める。

イ 指定管理鳥獣の生息状況や被害状況等を勘案して、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等実施計画に基づき捕獲等の目標を設定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(5) 一般鳥獣

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣等及び指定管理鳥獣以外の一般鳥獣については、調査等により生息状況等の把握に努める。

地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護及び管理に準じた対策を講じる。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあつては、許可をしないものとする。

ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ又は鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ウ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画（法第7条の4に基づき環境大臣が定める計画）に基づく計画的・科学的な鳥獣の管理のための対策に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

(2) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りの実施方法、猟具の所有等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(第10表)

捕獲等又は採取等の目的	許可する場合の基本的考え方
①学術研究を目的とする場合	学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。
②鳥獣の保護を目的とする場合	
1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合	第一種特定鳥獣保護計画に基づく第一種特定鳥獣の保護を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。
2) その他鳥獣の保護を目的とする場合	ア 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 鳥獣行政担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。 イ 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 鳥獣行政担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。
③鳥獣の管理を目的とする場合	
1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とする場合	第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な管理の一環として、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な範囲に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要な範囲内で行われるものとする。
2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。特に、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。
④その他特別な事由を目的とする場合	上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とするものとする。また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとし、今後、廃止する方向で検討するものとする。
1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。
2) 愛玩のための飼養の目的	個人が自らの慰楽のために飼養する目的（特別な事由があると知事が認めるものに限る）で捕獲する場合。 なお、当該場合を除き、愛玩のための飼養の目的での捕獲は、原則として、許可しないものとする。
3) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。
4) 鵜飼漁業への利用の目的	鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合。
5) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	伝統的な祭礼行事等に用いる場合。

6) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的	環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合等。
---	---

(3) わなの使用に当たっての許可基準

ア わなの構造に関する基準

わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たす場合に許可する。

(第11表)

使用目的	基準
(ア) 獣類の捕獲等を目的とする許可申請の場合((ウ)の場合を除く)	1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないもので、また、衝撃緩衝器具を装着したものであり、安全の確保や鳥獣保護の観点から、他の方法では目的が達成できない等、やむを得ない事由が認められる場合に限定されること。
(イ) イノシシ及びニホンジカの捕獲等を目的とする許可申請の場合	くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、(ア)1)の基準に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
(ウ) ツキノワグマの捕獲等を目的とする許可申請の場合	箱わなに限るものとする。

※ (イ)について、有害鳥獣捕獲の場合、第四の5(2)ウ(イ)e(b)ii(ii)に規定。

イ 標識の装着に関する基準

法第9条第12項の規定による**基づく**標識の装着を行うものとする。ただし、捕獲許可が必要なネズミ・モグラ類を捕獲する場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

(4) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

山形県希少鳥獣に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとする。

(5) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

捕獲実施区域と水鳥又は希少な猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、**非鉛製銃弾**や鉛が暴露しない構造及び素材の装弾の**情報提供**をし、**使用すること**、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導するものとする。

なお、環境省の研究等を踏まえ、**必要に応じて**指定猟法禁止区域制度の活用や鳥獣捕獲等事業における**非鉛製銃弾の使用を検討する**。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

ア 許可基準

(第12表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準				捕獲等又は採取等後の措置	
		許可対象者	鳥獣の種類・数	区域	期間		
<p>学術研究 研究の目的及び内容が、次の(ア)から(エ)までのいずれにも該当するものであること。</p> <p>(ア)主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的とした行為とは認めない</p> <p>(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。</p> <p>(エ)研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。</p>	<p>知事(区域を管轄する総合支庁長の所管)</p>	<p>理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者</p>	<p>研究の目的を達成するために必要な種類又は数 ただし、外来鳥獣等に関する学術研究をする場合には、適切な種類又は数とする。</p>	<p>研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域(特定猟具を使用する場合)及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。</p>	<p>1年以内</p>	<p>次の各号に掲げる条件に適合するものであること。 ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。</p> <p>(ア)法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。</p> <p>(イ)殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。</p>	<p>捕獲・採取後の措置が原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>(ア)殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要と認められるものであること。</p> <p>(イ)個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。</p> <p>(ウ)電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、研究の目的を達成するために当該措置が必要であると認められるものであること。</p> <p>なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。</p>

(2) 標識調査(環境省足環を装着する場合)

ア 許可基準

(第13表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準					留意事項
		許可対象者	鳥獣の種類・数	区域	期間	方法	
<p>標識調査(環境省足環を装着する場合)</p>	<p>知事(区域を管轄する総合支庁長の所管)</p>	<p>国若しくは都道府県の鳥獣行政担当職員又はこれらから委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む)</p>	<p>鳥類各種 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、1,000羽以内、その他の者においては、500羽以内。 ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。</p>	<p>原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>1年以内</p>	<p>原則として、網、わな、手捕</p>	

規則；鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

4 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とする場合

第一種特定鳥獣保護計画の定めがないため、これに基づく鳥獣の保護を目的とした捕獲の許可は行わないものとする。

(2) その他鳥獣の保護を目的とする場合

ア 許可基準

(第14表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準					留意事項
		許可対象者	鳥獣の種類・数	区域	期間	方法	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事（区域を管轄する総合支庁長の所管）	国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先機関の職員を含む）	必要と認められる種類及び数	申請者の職務上必要な区域	1年以内	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法以外の方法。ただし、他の方法が無く、止むを得ない事由がある場合はこの限りではない。	
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的		国又は地方公共団体の鳥獣行政担当職員（出先機関の職員を含む）、鳥獣保護管理員、野生鳥獣救護所運営者		必要と認められる区域			

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする場合

ア 許可基準

(第15表)

捕獲の目的	許可基準				
	許可対象者	鳥獣の種類・数	区域	期間	方法
ニホンザル管理計画に基づく数の調整	市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画を策定した市町村長又は、当該市町村長から依頼を受けた者とする。	ニホンザル捕獲数は計画の目標達成のために適切かつ合理的な数であること。	市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画を策定した市町村の区域	1年以内	銃、わな（銃の場合は散弾銃の使用を原則とする。群れの全体数の捕獲を目的に囲いわなを用いる場合はニホンザル管理計画の定めによる。）
ツキノワグマ管理計画に基づく数の調整	市町村長とすること。	ツキノワグマ捕獲数はツキノワグマ管理計画に基づき年度毎に定める数以下であること。	市町村の区域	春季（3月～5月中旬）のうち30日以内	銃
イノシシ管理計画に基づく数の調整	市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画を策定した市町村長又は、当該市町村長から依頼を受けた者とする。	イノシシ捕獲数は計画の目標達成のために適切かつ合理的な数であること。	市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画を策定した市町村の区域	1年以内	銃、わな（原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法以外である。）

(ア) 許可対象者

原則として銃器を使用する場合は、銃猟免許を所持する者（装薬銃を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者で、空気銃を使用する場合は第1種又は第2種銃猟免許を所持する者。以下同じ。）、銃器の使用以外の方法による場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者、及びこれらの者を従事者とする法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）とする。ただし、銃器の使用以外の方法（網又はわな）による法人に対する許可であって、次の(a)～(d)の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も従事者として許可の対象とする。

- a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
- c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

(イ) 鳥獣の種類・数

原則として銃器を使用する場合は、銃猟免許を所持する者（装薬銃を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者で、空気銃を使用する場合は第1種又は第2種銃猟免許を所持する者。以下同じ。）、銃器の使用以外の方法による場合は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者、及びこれらの者を従事者とする法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）とする。ただし、銃器の使用以外の方法（網又はわな）による法人に対する許可であって、次の ~~a(a)~~～~~d(d)~~ の条件を全て満たす場合は、狩猟免許を受けていない者も従事者として許可の対象とする。

- a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
- c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。

(イ) 鳥獣の種類・数

- a 県が定める第二種特定鳥獣管理計画の対象とする鳥獣（以下、「第二種特定鳥獣」という。）を対象とする。
- b 捕獲等の数は、第二種特定鳥獣管理計画に基づき年度毎に定める数とする。市町村が市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画（以下「市町村実施計画」という。）を定めた鳥獣にあっては、その鳥獣を対象に市町村が個体数の調整を実施する場合、市町村実施計画に定める数を当該年度の上限とする。

(ウ) 期間

- a 原則として1年間以内とする。ただし、ツキノワグマについては、30日以内とする。
- b 第二種特定鳥獣以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。

(エ) 区域

- a 原則として市町村の区域内に限るものとする。ただし、市町村境において捕獲等を実施する等、必要と認められる場合は、関係する市町村及び関係者間の協議が整ったことを条件に、広域的な区域で許可できるものとする。
- b 鳥獣保護区における捕獲等は、特に第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために特に必要な場合について許可できるものとする。ただし、捕獲等に当たっては、錯誤捕獲の可能性の高いわなや鉛製銃弾を使用しないなど、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。

なお、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、生態系の保全に支障がある場合など特に必要性が認められる場合を除き捕獲等を許可しないこと。

(オ) 方法

- a 銃

- (a) ライフル銃を使用したツキノワグマ、ニホンザル及びイノシシの捕獲等は、安全確保に必要な視野が確保できる時期や場所に限ること。
- (b) ニホンザルについては散弾銃の使用を原則とする。ライフル銃を使用する場合には、県みどり自然課と協議すること。
- (c) 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。
- (d) 鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

b わな

- (a) わなによるイノシシの捕獲等においては、ツキノワグマやカモシカ等についての錯誤捕獲の発生を防止するため、わなの設置場所、構造及び使用する餌等に関し、iの基準を満たすことを条件に許可するものとする。(イノシシ捕獲のためのわなによる、ツキノワグマの錯誤捕獲の例については附属資料1参照)
 - i 箱わなの使用及び設置については、次によるものとする。
 - ・周辺にツキノワグマが頻繁に出没する場所への設置は極力避けること。
 - ・わな上部に一辺30cm以上の脱出口を設置した箱わなを使用すること。(附属資料2参照)
 - ・イノシシ捕獲用の箱わなを設置した後に、ツキノワグマの足跡や痕跡が箱わな及びその周辺で発見された場合は、箱わなの扉を閉じるなど、錯誤捕獲の未然防止措置を講ずること。
 - ・ツキノワグマを誘引する可能性が高い餌は使用しないこと。(例：リンゴ・ハチミツ・酒粕等)

- (b) くくりわなは、種を特定して捕獲等することが困難であり、全国的にツキノワグマ、カモシカ等が錯誤捕獲される事例が多く、捕獲後の対応が困難となる状況が生じており(附属資料1参照)、捕獲等又は放獣作業における人身事故の発生が懸念される。くくりわなの使用にあたっては、人身事故又は錯誤捕獲の発生を防止するため、設置の場所や方法、標識(任意の注意標識を含む)の表示位置、人やツキノワグマの活動時期等に十分に留意し、事故発生の回避や放獣等解放を行う対応を心得たうえで捕獲を実施することとし、安全が確保される場合以外に極力使用を避けることとする。

(カ) その他の条件等

- a 第二種特定鳥獣に関する捕獲基準等については、(ア)～(オ)のほか、第二種特定鳥獣管理計画で定める。
- b 捕獲体制については、イの規定を満たしていることが確認できること。
- c 許可事務手続きの詳細については、山形県第二種特定鳥獣捕獲許可事務取扱要領に定める。

イ 捕獲体制の整備等

(ア) 指導方針

第二種特定鳥獣管理計画の目的の達成に向けて適切かつ安全な捕獲等の実施を図る。また、捕獲等を実施する地域における連絡協議会等の設置や速やかな捕獲班の編成等について、関係団体等を指導するものとする。

特に市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

(イ) 捕獲班等編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第16表)

指導する実施体制	対象鳥獣名	捕獲の対象区域
捕獲班の編成	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ	被害発生市町村の区域
捕獲班の編成	ニホンザル、イノシシ	被害発生市町村の区域を超える広域的な区域

(ウ) 安全確保のための指導事項

- a 捕獲等の実施にあたっては、事前広報を行うとともに、実施時には見張人を配置する等、事故防止に万全を期すること。
- b 捕獲班には班長・副班長を置き、班長は班員を掌握し、県、市町村及び関係機関と緊密な連携をとり、捕獲実施に支障のないよう捕獲班を指導するとともに、事故や違反の防止に万全を期すること。
- c 隣接市町村等広域的な地域で捕獲等を実施する場合は、捕獲班により捕獲隊を編成し、隊長の掌握の下、適切かつ安全な捕獲に万全を期すること。
- d 捕獲等の従事者は、県又は市町村が貸与する腕章をつけること。
- e 捕獲等の従事者は、一般社団法人大日本猟友会の共済等ハンター保険に加入すること。
- f 捕獲等に使用するわな又は網に県又は市町村が貸与する標識をつけること。

(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

ア 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

(ア) 方針

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（(2)において「被害」という。）の防止の目的の許可においては、被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合（(2)において「予察」という。）についても許可するものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については積極的な有害鳥獣捕獲を行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、関係部局等との連携の下、効果的な被害防除対策、生息環境管理、及び狩猟を含む個体群管理等（捕獲対策）を組み合わせた取組みによる鳥獣の適正な管理方法を検討し、総合的な対策が講じられるよう努めるものとする。

~~被害防除対策等が総合的に推進されるよう努めるものとする。~~

~~また、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。~~

(イ) 鳥獣特措法の改正

令和3年6月に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号。以下「鳥獣特措法」という。）が改正されたこと~~から~~、市町村における被害防止対策のみでは鳥獣による農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認められるときは、県は、市町村からの要請を踏まえて、被害の防止を目的とする個体数調整のための広域的な生息状況調査や捕獲等を実施するなど、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

イ 鳥獣の適正管理の実施

(ア) 方針

a 農林水産業等への被害、生活環境若しくは生態系への影響を及ぼす鳥獣については、農林水産業等と鳥獣保護との両立を図るため、関係部局等との連携の下、被害防除施設の整備等の効果的な被害防除対策及び未収穫物の撤去等の生息環境管理、並びに狩猟を含む個体群管理等を組み合わせた取組みによる鳥獣の適正な管理方法を検討し、総合的かつ継続的な対策が推進されるよう努めるものとする。

~~総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努めるものとする。~~

b 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、特に適正な管理に努めるものとする。

(イ) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

a 鳥獣の生態や被害地域の状況を踏まえ、有識者や地域の実情に詳しい地元猟友会員等の助言を得ながら、上記方針に基づき適切かつ効果的な防除方法の検討を図るものとする。

b 農林水産業等への被害、生活環境又は生態系への影響を及ぼす鳥獣について、被害防除対策を実施するとともに、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等以外の鳥獣においては地

域個体群の存続を図りつつ、適正な生息数に誘導する等適切な管理に努めるものとする。

ウ 被害防止の目的による捕獲についての許可基準の設定

(ア) 方針

a 許可の考え方

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策又は追払い等によっても被害等が防止できない場合に必要範囲で行うものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。

許可基準に掲げる鳥獣以外の鳥獣については、本県において、被害が生じることはまれであり、有害鳥獣捕獲許可に当たっては、被害の実態を十分に調査するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討したうえで許可する等、特に慎重に取り扱うものとする。

なお、山形県希少鳥獣に係る捕獲許可は原則として行わないものとする。

また、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る観点から、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

b 許可しない場合の考え方

第四の 2 (1) によるものとする。

c 許可に当たっての条件の考え方

第四の 2 (4) によるものとする。

d 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等により適正に実施されるよう対処するものとする。

(a) 錯誤捕獲防止の推進

i 県内において、有害鳥獣捕獲におけるわな設置が増加し、錯誤捕獲が散見される状況になってきている。

ii 対象種の捕獲基準に基づいて、錯誤捕獲の未然防止措置を講じるものとする。

(b) 事故防止の推進

i わなを使用した捕獲を行う場合、人身被害を助長しないよう、設置場所については人家周辺や道路等から見える場所には設置しないこと。

ii わなでの捕獲については、子グマがわなに錯誤捕獲され、周辺に親グマがいる場合があるため、箱わな又はくくりわなを設置する場合は、設置場所周辺の土地利用者及び住民に対し設置する旨連絡し、捕獲関係者以外の者がわなに近寄ってはならない旨周知徹底すること。

(イ) 許可基準

(第17表)

許可権者	鳥 獣 名 等	許 可 基 準								
		許可対象者	期 間	区域	方 法	留意事項				
市町村長	ハシブトガラス、ハシボソガラス	a のとおり	c のとおり	d のとおり	銃、箱わな、網	f のとおり				
	カルガモ、ニューナイズズメ、スズメ、ムクドリ				銃、網					
	ツキノワグマ（現に人畜等に危害を加えるおそれがある場合に限る。）				銃、箱わな					
	ノウサギ				銃、網					
知 事 (区域を所轄する総合支庁長の所管)	ドバト				a のとおり		c のとおり	d のとおり	銃、箱わな、網	f のとおり
	サギ類、カワウ								銃、網	
	ヒヨドリ、オナガ、ウソ、カモ類（カルガモ除く）								銃、箱わな	
	ツキノワグマ								銃、わな	
	ニホンザル								銃、わな (※3)	
	イノシシ								銃、わな (※3)	
	ニホンジカ								銃、わな (※3)	
	タヌキ、ハクビシン								銃、箱わな	
	アライグマ	銃、箱わな								
	その他の鳥獣（※1）	銃、わな								
	鳥類の卵の採取等	法定猟法以外の方法								
	市町村の区域をまたがって有害鳥獣捕獲を実施する場合	対象鳥獣の種類による方法								

(※1) 「その他の鳥獣」については、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第1項に規定する「鳥獣被害防止計画」の捕獲等に関する事項に記載されている鳥獣（カモシカを除く。）に限る。

(※2) ニホンザルについては、法に基づく「指定管理鳥獣」または「狩猟鳥獣」に定められていないことから、第四5（1）規定の「市町村第二種特定鳥獣管理事業実施計画」に準拠した計画を定め、捕獲を実施する場合は、有害鳥獣捕獲期間を1年以内とすることができるものとする。（計画を定めない場合は30日以内

(※3) ニホンジカのくくりわな使用については、e (b) ii (iii)の取扱いとする。

a 許可対象者

原則として被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた個人又は法人（市町村が定める被害防止計画に基づき捕獲等を行う者を含む。）であって、銃器を使用する場合は、銃猟免許を所持する者（装薬銃を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者で、空気銃を使用する場合は第1種又は第2種銃猟免許を所持する者。以下同じ。）、銃器の使用以外の方法による場合（法定猟法以外の方法であって、鳥類の卵の採取等を行う場合その他別に定める場合を除く。）は、網猟免許又はわな猟免許を所持する者とする。ただし、銃器の使用以外の方法（網及びわな等）による捕獲許可申請であって、次の(a)～(d)のいずれかの場合に該当するときは、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とする。

(a) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ドバト等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合。

- i 住宅等の建物内及びその敷地内における被害を防止する目的で、当該建物内及びその敷地内において捕獲する場合。
- ii 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわなで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大

- な支障を生じないと認められる場合。
- (b) 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボソガラス、ドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合。
- (c) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合であって、以下の i~iii の条件を全て満たす場合。
- i ツキノワグマ等他の鳥獣の錯誤捕獲を生じさせないよう囲いわなの構造や管理方法に配慮すること。
 - ii 農地に近い場所で捕獲等する場合、鳥獣を誘引して被害を拡大させないよう農地に侵入防止柵を設置する等の防除策を施すこと。
 - iii 安全に止め刺しができることを確認できること。(銃器により止め刺しを行う場合は、銃猟免許を所持する者と共同で捕獲許可を申請すること。)
- (d) 法人に対する許可であって、以下の i~iv の条件を全て満たす場合。
- i 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
 - ii 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められること。
 - iii 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
 - iv 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること。
- b 鳥獣の種類・数
- (a) 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、第二種特定鳥獣については、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、個別の被害防止の目的又は緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。
- (b) 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の i 又は ii に該当する場合のみ対象とするものとする。
- i 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
 - ii 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- (c) 捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な数(羽、頭、個)であるものとする。
- (d) 指定管理鳥獣及び外来鳥獣等に係る被害防止を目的とする場合には、上記(a)~(c)は適用しない。
- (e) 上記基準によることが適当でない場合又は外来鳥獣等基準にない鳥獣を捕獲する場合には、県みどり自然課と協議すること。
- c 期間
- (a) 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ効果的に捕獲が実施できる時期とする。
- (b) 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう配慮するものとする。
- (c) 狩猟期間中及びその前後15日間における狩猟鳥獣の有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟(法第11条第1項第1号の規定により狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。)又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、通年により捕獲しないと被害が甚大になることを理由に市町村が捕獲を実施する場合、住宅等の建物内など狩猟と誤認されるおそれのない場所において捕獲する場合等、特別な事由がない限り許可しないものとする。
- d 区域
- (a) 原則として、被害が発生している市町村の区域内に限るものとする。
ただし、市町村境において捕獲を実施する等、必要な場合は、関係する市町村及び関係者間の協議が整ったことを条件に、広域的な区域で許可できるものとする。
- (b) 鳥獣保護区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、特に被害の防止に必要な場合について許可できるものとする。ただし、捕獲に当たっては、錯誤捕獲の

可能性の高いわなや鉛製銃弾を使用しないなど、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう配慮するものとする。

なお、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域においては、生態系の保全に支障がある場合など特に有害捕獲の必要性が認められる場合を除き捕獲を許可しない。

e 方法

(a) 銃

i ライフル銃の使用はツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカに限る。ただし、ニホンザルには散弾銃の使用を原則とし、ニホンザルの捕獲についてライフル銃を使用する場合には、県みどり自然課と協議すること。

ii 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合には、この限りではない。

また、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の装弾は使用しないよう努める。

iii 指定管理鳥獣については、使用する銃の威力や捕獲方法を踏まえ、安全確保に必要な視野が確保できる時期や場所に限り行う場合に銃器による捕獲を認めるものとする。

(b) わな

i 箱わなによるツキノワグマの捕獲を実施する場合、長期間箱わなを設置することで被害をおよぼした個体以外のツキノワグマを誘引してしまう可能性があるほか、人身被害を助長してしまう場合もあるため、箱わなの設置期間は原則として15日以内とし、短期間で撤去することが望ましい。

ii わなを利用したイノシシの捕獲作業において、ツキノワグマやカモシカ等地域個体群に影響が懸念される種についての錯誤捕獲が発生することを抑止するため、わなの設置場所、構造及び使用する餌等の基準を満たす場合にのみ、わなの使用を許可するものとする。(イノシシ捕獲のためのわなによる、ツキノワグマの錯誤捕獲の例については附属資料1参照)

(i) 箱わなの使用及び設置については、次によるものとする。

- ・周辺にツキノワグマが頻繁に出没する場所への設置は極力避けること。
- ・わな上部に一辺30cm以上の脱出口を設置した箱わなを使用すること。(附属資料2参照)
- ・イノシシ捕獲用の箱わなを設置した後に、ツキノワグマの足跡や痕跡が箱わな及びその周辺で発見された場合は、箱わなの扉を閉じるなど、錯誤捕獲の未然防止措置を講ずること。
- ・ツキノワグマを誘引する可能性が高い餌は使用しないこと。(例：リンゴ・ハチミツ・酒粕等)

(ii) くくりわなは、種を特定して捕獲することが困難であり、全国的にツキノワグマ、カモシカ等が錯誤捕獲される事例が後を絶たず、捕獲後の対応が困難となる状況が生じている(附属資料1参照)。これらの種の地域個体群に与える影響が懸念されるばかりでなく、捕獲又は放獣作業における人身事故の発生が課題となる。

※ ただし、イノシシ捕獲用のくくりわなにより、やむを得ずニホンジカが捕獲された場合には、別途捕獲の許可の手続きを行うものとする。

くくりわなの使用にあたっては、人身事故又は錯誤捕獲の発生を防止するため、設置の場所や方法、標識(任意の注意標識を含む)の表示位置、人やツキノワグマの活動時期等に十分に留意し、事故発生の回避や放野獣等解放を行う対応を心得たうえで捕獲を実施することとし、有害鳥獣の許可捕獲の場合には、安全が確保される場合以外に極力使用を避けることとする。

(iii) なお、本計画期間において、ニホンジカの有害鳥獣捕獲におけるくくりわなの使用は原則として認めないものとする。

ただし、ニホンジカのかくりわなによる捕獲は、錯誤捕獲の発生をさらに増

加させる懸念があるため、ニホンジカの地域的な侵入・生息状況、農林業の被害状況、捕獲実態の調査などを踏まえ、本県の特定の地域で、どのような条件のもとであれば、くくりわなの使用を認めるかを検討していくこととする。

- f 留意事項
- (a) ツキノワグマに関する捕獲基準等については、下記のほか、山形県ツキノワグマ管理計画で定める。
- i ツキノワグマについては現に被害等を生じさせていない場合であっても、次の場合には捕獲を認めるものとする。
 - (i) 市街地及びその周辺に出没した場合
 - (ii) 集落周辺等に出没し、人畜等に対し急迫する加害のおそれがある場合
 - (iii) 当該地域のツキノワグマの生息が安定的に保たれており、当該捕獲によっても安定的に保たれると認められる場合で、かつ、あらかじめ捕獲を行わないと甚大な被害等が予想される時
 - ii 子連れのツキノワグマは、原則として母子とも許可しないものとする。ただし、当該ツキノワグマが人身に被害等を与えるおそれがある場合など特別の事由が認められる場合は、この限りではない。
- (b) その他
- i 有害鳥獣捕獲の体制については、エ「有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等」の定めによる。ただし、建物内及びその敷地内において捕獲する者又は免許を受けていない者を除く。
 - ii その他許可事務手続きの詳細については、山形県鳥獣捕獲許可事務の取扱要領に定める。

エ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

(ア) 方針

有害鳥獣捕獲の適切かつ迅速な実施を図るため、各地域における連絡協議会等の設置や速やかな捕獲班の編成等について、関係団体等を指導するものとする。特に、関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図り、適切かつ効果的な実施を図るため、実施体制を整備するよう指導するものとする。

(イ) 捕獲班等編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第18表)

指導する実施体制	対象鳥獣名	捕獲の対象区域
捕獲班の編成	ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ	被害発生市町村の区域
捕獲隊の編成	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、鳥類	被害発生市町村の区域を越える広域的な区域

(ウ) 指導事項の概要

- a 有害鳥獣捕獲を責任ある者の指導管理の下に広域かつ効率的に実施するため、できるかぎり市町村又は法第9条第8項の規定に基づき環境大臣が定める法人による捕獲により実施する。
- b 有害鳥獣捕獲実施の事前広報を行うとともに、実施時には見張人を配置する等、事故防止に万全を期する。
- c 捕獲班には班長・副班長を置き、班長は班員を掌握し、県、市町村及び関係機関と緊密な連携をとり、捕獲実施に支障のないよう捕獲班を指導するとともに、事故や違反の防止に万全を期する。
- d 隣接市町村等広域的な地域で有害鳥獣捕獲を実施する場合は、捕獲班により捕獲隊を編成し、隊長の掌握の下、適切な捕獲に万全を期する。
- e 有害鳥獣捕獲従事者は、県又は市町村が貸与する腕章をつける。
- f 有害鳥獣捕獲従事者は、一般社団法人大日本猟友会の共済等ハンター保険に加入する。
- g 捕獲に使用するわな又は網に県又は市町村が貸与する標識をつける。

オ 鳥獣による被害発生予察表の作成

(ア) 予察表

予察による被害防止の目的での捕獲（以下「予察捕獲」という。）対象となる鳥獣は、過去5年間程度の期間に、常時強い害性が認められる種とする。過去の被害発生状況を踏まえた加害鳥獣名、被害農林水産物等、被害発生時期及び被害発生地域の関係は、次の予察表に示すとおりとする。

更新後の内容

(第 19 表)

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備 考	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
ハシブトガラス、ハシボソガラス	水稲、大豆、野菜、メロン、りんご、ぶどう、おうとう、もも、西洋なし、なし、すいか、いちご	←—————→												県内一円		
カルガモ	水稲	↔								↔					県内一円	
スズメ	水稲、りんご、おうとう、ぶどう	←—————→												県内一円		
ドバト	大豆、野菜	↔								↔				山形市、山辺町、天童市、河北町、村山市、東根市、南陽市、川西町、長井市、鶴岡市、三川町、酒田市、遊佐町、庄内町		
カワウ	アユ、ウグイ、フナ、コイ	←—————→												↔	県内一円	
ムクドリ	りんご、ぶどう、おうとう、ちも、すもも、西洋なし、なし、すいか、いちご	←—————→												県内一円		
ヒヨドリ	りんご、いちご、ぶどう、ちも、おうとう、西洋なし	←—————→												山形市、上山市、山辺町、東根市、南陽市、高島町、長井市、白鷹町、酒田市		
タヌキ	水稲、トウモロコシ、いちご、すいか、メロン、ぶどう、おうとう	←—————→						←—————→						家屋	山形市、山辺町、舟形町、米沢市、高島町、長井市	心理的 圧迫を 含む家 屋被害
ハクビシン	野菜、トウモロコシ、おうとう、りんご、ぶどう、すいか、いちご、もも、大豆	←—————→												県内一円	心理的 圧迫を 含む家 屋被害	
ノウサギ	りんご、かき、植栽苗木	↔								←—————→				県内一円		

(イ) 予察表に係る方針等

上記予察表に示す鳥獣について、その地域において被害発生時期に農林水産物等の被害が予察される場合、予察捕獲を許可するものとする。

年間を通じて予察される被害農林水産物等を鳥獣の種類別、四半期別、地区別に明記した被害発生予察表を作成し、これに対応するために必要な捕獲数、方法、区域、時期、日数について予め捕獲を許可するものとする。

予察捕獲の実施状況及び被害等の発生状況は毎年点検し、必要な場合に専門家等の意見を聴いて予察捕獲を実施する者に助言を行う。また、予察捕獲を実施する者は、被害発生予察表に係る被害等の発生状況について毎年点検し、その結果に基づき、必要に応じて次年度に予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の計画的な実施に努めるものとする。

(ウ) 予察捕獲の許可基準

a 予察捕獲ができる場合

有害鳥獣捕獲のうち、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合

b 予察捕獲の対象種

過去5年間以上の期間にわたり、本県において強い害性が認められた種として上記予察表に示す鳥獣とする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣についてはこの限りではない。

なお、第二種特定鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整として予察捕獲を行うものとする。

c 予察捕獲の許可対象者

法人を原則とする。

d その他の許可基準

鳥獣の種類ごとに許可する捕獲の方法、区域、時期、日数及びその他の許可基準はエ(イ)による。

6 その他特別の事由の場合

(1) 許可基準

(第20表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準					留意事項
		許可対象者	鳥獣の種類・数	区域	期間	捕獲方法	
博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	知事(区域を管轄する総合支庁長の所管)	公共施設の飼育担当者、研究従事者又はこれらの者から依頼を受けた者	展示の目的を達成するために必要な種類及び数	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	6か月以内	銃、網、箱わな、手捕	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
愛玩のための飼養の目的	知事(区域を管轄する総合支庁長の所管)	自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者から依頼された者が愛玩使用のための捕獲許可を受けたことが無い場合に限る)又は当該者から依頼を受けた者。ただし、県内に住所を有するものとする。	メジロに限る。許可対象者当たり1羽とし、かつ、飼養しようとする者の属する世帯当たり1羽に限り許可するものとする。	原則として、住所地と同県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。)	1か月以内(繁殖期間を除く)	網、箱わな、手捕	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であつて、錯誤捕獲を生じない等、適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。

注の
お

養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者。ただし、県内に住所を有するものとする。	人工養殖が可能と認められる種類であること。過度の近親交配の防止に必要な数とすること。放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。	原則として、住所地と同一県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	6カ月以内	網、箱わな、手捕	
鵜飼漁業への利用の目的	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	6カ月以内	手捕	ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為(現在まで継続的に実施されてきたものに限る。)の関する者又はこれらの者から依頼を受けた者	伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	30日以内	銃、網、箱わな、手捕	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。
上記に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための調査目的、被食動物の追跡の目的で行う捕獲等又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断するものとする。					

規則：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

注 愛玩飼養を目的とする場合の留意事項

原則として、愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めないこととし、知事が特別の事由(野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等)があると認める場合に限る。

- (2) 許可しない場合の考え方
第四の2(1)によるものとする。
- (3) 許可に当たっての条件の考え方
第四の2(4)によるものとする。

7 捕獲許可した者への指導

(1) 捕獲物又は採取物の処理等

ア 捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰って適切に処理することとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置しないものとする。(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第19条で定められた場合を除く。)

イ 豚熱(CSF)等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、まん延防止のための防疫措置の実施等について指導する。

野生イノシシの豚熱(CSF)防疫措置としては、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」(令和2年(2020)3月、環境省・農林水産省)に基づき、本県の感染状況を勘案のうえ指導する。具体的には、野生イノシシの捕獲作業や捕獲個体の埋設処理時は十分な防疫措置を行うこと、野生イノシシの生息域(山)から自宅等へ移動する際の衣類・車両等の消毒を行うなどの指導を徹底する。

ウ 被害防止目的で捕獲された外来鳥獣については、その捕獲目的と生態系への影響に鑑み、捕獲後に放鳥獣しないように指導する。

エ 捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにすること。特に、ツキノワグマ及びニホンカモシカについては、違法に輸入された個体又は国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にすること。

オ 捕獲個体を致死させる場合は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年総理府告示第40号）に準じ、できる限り苦痛を与えない方法によるものとする。

カ 錯誤捕獲した個体については、次のことについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

(ア) 原則として所有及び活用はできないこと

(イ) 放鳥獣の検討を行うこと

(ウ) 狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること

(エ) 捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があること、

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣の放獣は適切でないことから、これらの鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めるものとする。

(2) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図るため、第二種特定鳥獣、指定管理鳥獣及びその他特に情報の収集を必要とする鳥獣について、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告(写真又はサンプルの添付を含む)を求めるものとする。

なお、錯誤捕獲の情報についても収集に努め、特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護及び管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施への立会い等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(3) 従事者の指揮監督

法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

(4) 危険の予防

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等へ周知するよう指導するものとする。

(5) 錯誤捕獲の防止

ツキノワグマやカモシカ等について錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマ等の出没状況を確認しながら、**わなの設置期間を制限するとか、わなの形状(ツキノワグマの脱出口を設けた箱わな)、餌付け餌による誘引方法、わなの設置場所等**を工夫して錯誤捕獲の防止を徹底するものとする。

また、ツキノワグマ等の錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努める**ものとする**とともに、**錯誤捕獲の報告の仕組みについて検討した上で、実態について情報収集を行う。**

なお、やむを得ず捕獲する場合は捕獲許可等の手続きを行うよう指導する。

※ ツキノワグマの錯誤捕獲については、附属資料1写真参照。

8 許可権限の市町村長への委譲

(1) 条例に基づく許可権限の委譲

有害鳥獣捕獲申請に対してより迅速な処理を図るため、山形県事務処理の特例に関する条例(平成11年山形県条例第36号。以下「特例条例」という。)に基づき、狩猟鳥獣のうち、

10 種^{*}の鳥獣について有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可権限を市町村長に委譲する。

※ カルガモ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ノウサギ、ノイヌ、ノネコ及びツキノワグマ（ツキノワグマについては、現に人畜に危害を加えるおそれがある場合に限る）

(2) 被害防止計画に基づく許可権限の委譲

~~鳥獣特措法鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）~~に基づき、市町村長が許可権限委譲事項が記載されている被害防止計画を作成し、同法第4条第7号により知事が同意した場合、当該許可権限委譲事項に係る対象鳥獣の捕獲許可権限を当該市町村長に委譲する。

(3) 市町村の事務処理に対する助言

県は、市町村へ捕獲許可に係る権限を委譲している鳥獣について、その捕獲が法、規則、基本指針、鳥獣保護管理事業計画及第二種特定鳥獣管理計画に従い適切に業務が施行されるとともに、知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言する。

9 鳥類の飼養登録

(1) 方針

飼養鳥獣の適正な個体管理を行うとともに、違法捕獲等による無許可飼養の防止に努める。

(2) 飼養登録事務の処理

飼養登録については、特例条例に基づき、市町村が事務処理を行う。

(3) 飼養適正化のための指導内容

県は、山形県ホームページ等を通じて、鳥獣飼養制度の周知徹底を図るとともに、市町村において、以下の点に留意しつつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう助言するものとする。

ア 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し確認した上で行うこと。

イ 平成元（1989）年度の装着登録票（足環）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等によりに関する高齢個体の特徴を視認する等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

ウ 装着登録票（足環）の既存等による再交付は原則として行わず、既存時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行う。

10 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア、イのいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

オオタカの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量は現に保有する数量に限定すること、販売する鳥獣に足環を装着させること等とする。

11 住宅集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害防止の目的で、住宅集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、法第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可のほか、法第38条の2第1項の規定に

よる知事の許可を得るとともに、法第 36 条で使用を禁止されている麻醉銃を使用する場合には、法第 37 条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

第 12 次鳥獣保護管理事業計画において、期間が満了する区域については原則、期間を更新する。

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

ア 銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法（昭和43年6月法律第100号）第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家稠密な場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

イ 静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域（社寺境内及び墓地）

ウ わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路、野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

更新後の内容

(第 21 表)

区 分	既指定特定猟具使用禁止区域 (A)	本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域							本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域						
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(B)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	106	箇所	15	10	12	9	4	50						
	面積	28,969ha	変動面積	4,173ha	7,233ha	3,728ha	1,561ha	586ha	17,281ha						
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	3	箇所												
	面積	195ha	変動面積												
計	箇所	109	箇所	15	10ha	12ha	9	4	50						
	面積	28,969ha	変動面積	4,173ha	7,233ha	3,728ha	1,561ha	586ha	17,281ha						

	本計画期間に区域を減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に解除又は期間満了となる特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域
	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(D)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(E)		
箇所		1	1	1		3	15	10	12	9	5	51	△ 1	105
面積		72ha	7ha	1ha		80ha	4,173ha	7,233ha	3,728ha	1,561ha	677ha	17,372ha	△ 171ha	28,798ha
箇所														3
面積														195ha
箇所		1ha	1ha	1ha		3	15ha	10ha	12ha	9ha	5ha	51ha	△ 1	108
面積		72ha	7ha	1ha		80ha	4,173ha	7,233ha	3,728ha	1,561ha	677ha	17,372ha	△ 171ha	28,798ha

注) A、* 及び** の面積計について、わな猟禁止区域が銃猟禁止区域と重複しているため、実面積としている。

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

更新後の内容

(第 22 表)

面積：ha

年度	猟具区分	支庁区分	所在地	特定猟具使用禁止区域名称	指定前面積	指定後面積	設定期間	備考
R4	銃器	村山	上山市	小倉	16	16	R4. 11. 1から R14. 10. 31まで	再指定
			天童市	荒谷	402	402		
			西川町	寒河江ダム	810	810		
			東根市	大平	485	485		
				白水川	136	136		
			寒河江市、 西川町	寒河江川	855	855		
		最上 置賜	新庄市	太田・中道	174	174		
			長井市	五十川	133	133		
			南陽市、川西町	宮崎	17	17		
		庄内	鶴岡市	桜ヶ丘	422	422		
				三和	60	60		
				松ヶ岡	236	236		
			三川町、鶴岡市 庄内町	三川 荒鍋	159 159	159 159		
		R5	村山	山形市	馬見ヶ崎白川	1,132		
上山市	つるみ石沼			6	6			
	生居川ダム			81	81			
置賜	長井市		舟場	329	329	区域縮小		
	南陽市		内原	92	92			
庄内	酒田市、庄内町		深山	300	228	再指定		
			横根山	229	229			
	酒田市		十里塚	251	251			
	庄内町		狩川	130	130			
	遊佐町		月光川	153	153			
酒田市、遊佐町	酒田	4,830	4,830					
R6	村山	天童市	山元	16	16	R6. 11. 1から R16. 11. 1まで	再指定	
		村山市	西山	18	18			
			北山	260	260			
		尾花沢市、 大石田町	板橋沼	15	15		区域縮小	
	最上 置賜	新庄市	升形	210	210			
		川西町、飯豊町	希望ヶ丘	112	112			
	庄内	小国町	荒川	91	91			再指定
		鶴岡市	たらのき代	89	82			
		庄内町、酒田市	小出沼	134	134			
		遊佐町	吹浦	232	232			
			当山	25	25			
酒田市、遊佐町 鶴岡市、酒田市		藤崎 庄内空港	697 1,918	697 1,918				
R7	村山	天童市	貫津	7	7	R7. 11. 1から R17. 10. 31まで		再指定
			山口	235	235			
		山辺町	鬼ノ目	30	30			
		中山町	最上川中山緑地	51	51			
		大石田町	今宿	130	130		区域縮小	
	最上 置賜	真室川町	神室少年自然の家	423	422			
		高島町	蛭沢	350	350			
	庄内	白鷹町	愛宕山公園	146	146			再指定
		鶴岡市	藤島	94	94			
	置賜	遊佐町	遊佐	518	518			
高島町		蛭沢	350	350				
	白鷹町	愛宕山公園	146	146				
R8	最上	金山町	山崎	91	0	R8. 11. 1から R18. 10. 31まで	満了	
	村山	上山市	前川思川	132	132		再指定	
	庄内	鶴岡市	赤川	321	321			
		酒田市	中平田	38	38			
置賜	長井市	寺泉	95	95				
総計			54箇所	18,680	18,509			

2 特定猟具使用制限区域の指定

第 13 次鳥獣保護管理事業計画の期間において、指定の計画はない。

3 猟区設定のための指導

県内において、猟区の設定はない。設定を希望する者があった場合には、猟区設定のための手続きや管理運営等について、指導等を行う。

4 指定猟法禁止区域の指定

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地から、特に鉛製銃弾については、鳥獣の鉛中毒が生じ、又は水鳥若しくは希少猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的又は高頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛中毒の状況等現状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ指定に努める。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的、客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって、地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある**など等**、鳥獣の保護に支障がある場合、又は指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす**など等**、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

(4) 指定猟法禁止区域指定内訳

(第 23 表)

指定猟法	名称	所在地	指定面積 (ha)	存続期間
鉛散弾を使用 する猟法	上郷ダム上流部	朝日町	57	平成16年11月1日から当分の間
	酒田余目	酒田市、庄内町	281	平成16年11月1日から当分の間

第六 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画の作成に関する方針

第 13 次鳥獣保護管理事業計画の期間内において、第一種特定鳥獣保護計画を作成する予定はない。

2 第二種特定鳥獣管理計画の作成及び計画に基づく施策の方針

(1) 計画の作成方針

生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人のあつれきが深刻化している鳥獣について、生物多様性の確保、生活環境の保全、農林水産業の健全な発展を図る観点から、長期的な観点から当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させる必要があると認められる場合に第二種特定鳥獣管理計画を作成するものとする。

なお、第 13 次鳥獣保護管理事業計画の期間においては、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカについて第二種特定鳥獣管理計画を定め、対策を進めていくものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画については、計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含め、適切な評価・見直しを行い、数値等で具体的な評価可能な目標の設定に努め、順応的な計画の推進を図る。

(2) 計画に基づく施策の方針

第二種特定鳥獣管理計画の作成にあたっては、これに基づき個体数管理、生息環境管理、被害防除対策等の対策を講ずるものとする。管理にあたっては、モニタリングを実施し、その結果を管理事業に反映させるフィードバックシステムを導入しながら、専門家や地域の関係者の合意形成を図りつつ、順応的に目標の見直しを行うものとする。

また、隣接県の行政及び関係機関と連携をとりながら、その管理を実施していく。

イノシシ及びニホンジカについては、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、必要に応じて指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めて目標を設定し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

(第24表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和3年度 (2021)	管理及び被害軽減	ニホンザル	R4(2022).4.1～ R9(2027).3.31	県全域	
令和3年度 (2021)	管理及び被害軽減	ツキノワグマ	R4(2022).4.1～ R9(2027).3.31	県全域	
令和2年度 (2020)	管理及び被害軽減	イノシシ	R3(2021).4.1～ R8(2026).3.31	県全域	
令和元年度 (2019)	管理及び被害軽減	ニホンジカ	R2(2020).4.1～ R7(2025).3.31	県全域	

(3) 第二種特定鳥獣管理計画に係る市町村実施計画の作成に関する方針 (イノシシ、ニホンジカを除く)

市町村は第二種特定鳥獣管理計画に基づき、毎年度、市町村実施計画を策定し、第二種特定鳥獣の管理を総合的に実施するものとする。市町村実施計画を策定するにあたっては、関係者で組織する第二種特定鳥獣管理連絡協議会等で情報交換を図りながら、近隣市町村との調整を図ることとする。

なお、ツキノワグマについては、単独で広域移動すること等から市町村実施計画の策定は行わないこととし、第二種特定鳥獣管理計画において、県が広域管理するものとする。

(第25表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
令和4～8年度 (2022～2026)	管理及び被害軽減	ニホンザル	単年度	市町村の区域	
H28～R2	管理及び被害軽減	イノシシ	単年度	市町村の区域	

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

鳥獣保護管理事業を実施するうえで必要な資料を得るため、関係機関や研究者等との連携を図りながら各種調査を実施していく。

また、各種実績報告書等を整理し野生鳥獣の保護及び管理への活用を図るとともに、新しい知見に基づく調査法の検討を行う。

2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

(1) 方針

県内に生息する鳥獣のうち、特に保護又は管理を要する鳥獣について、保護管理事業への活用に資するため、その分布状況、生息数等の把握に努める。

(2) 鳥獣生息分布調査

山形県レッドリスト改定のために実施した希少野生生物分布調査等の資料の活用、専門家からの聞き取り調査等により、県内全域における鳥獣の生息分布状況を把握し、保護事業の基礎資料とする。

イヌワシ、クマタカ等の希少猛禽類については、上記の調査に加え、国等の機関が調査し作成した資料の活用等により、県内における生息分布を把握し、鳥獣保護区等の設定など適正な保護を実施するための資料とする。

また、里山民有林における自動撮影カメラを用いた定点観測調査や市町村アンケート、外来生物の初期防除を目的とした調査の実施等により、ハクビシンやアライグマ等、管理を要する鳥獣の分布状況や行動変化を把握し、防除対策の実施等、適正な管理を実施するための資料とする。

(第26表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	調査地域	調査時期
山形県 希少鳥獣等	R4～R8 (2022-6)	既存資料の収集整理、聞き取り調査、現地踏査等を行い、鳥獣生息分布を把握する。	県内全域	4月～3月
里山に出没 する大型獣類	R4～R8 (2022-6)	自動撮影カメラによる定点観測を行い、分布変化を把握する。	鶴岡市 南西部	5月～11月
ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、アライグマ	R4～R8 (2022-6)	市町村に対してアンケート調査を実施し、分布状況の変化を把握する。	県内全域	8月～3月

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

全国的な一斉調査の一環として、県内のガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地等について、冬季における生息状況を把握し、保護対策を実施するための資料とする。

(第27表)

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
県内全域	R4～R8 (2022-6)	定点観察法より、種別の生息数を把握し、保護対策を検討する。	毎年1月中旬に実施する。

(4) 狩猟鳥獣生息調査

キジ、ヤマドリについて、生息数の増減傾向を把握し、適正な捕獲等の管理を行う。

(第28表)

対象鳥獣名	調査年度	調査方法・内容	備考
キジ ヤマドリ	R4～R8 (2022-6)	出猟者に対しアンケート調査を実施し、キジ、ヤマドリの出合数を把握し、捕獲の制限、放鳥等について検討する。	毎年11月15日に実施する。

(5) 第二種特定鳥獣及び指定管理鳥獣の生息状況調査

ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカについて、群れの出没動向、個体数の推定及び増減変化、生息分布の変化等を把握するためのモニタリングを行い、これにより得られたデータを管理事業にフィードバックさせながら、第二種特定鳥獣管理計画による順応的な管理に活用する。

(第 29 表)

対象鳥獣名	調査年度	調査内容・調査方法	備考
イノシシ ニホンジカ		<ul style="list-style-type: none"> 許可による捕獲等実施者から実施報告書の提出を得て捕獲数を把握する。 捕獲等実施者から指定管理鳥獣（イノシシ・ニホンジカ）に係る捕獲報告書の提出を得て、捕獲努力量の算出、生息数の推定等に活用する。 自動撮影カメラによる定点観測を行い、分布変化を把握する。 市町村に対してアンケート調査を実施し、分布状況の変化を把握する。 ニホンジカについては、スポットライトセンサス、音声録音調査、糞塊調査及び目撃情報の収集・整理、侵入経路の推定を行う。 	
ツキノワグマ	R4～R8 (2022-6)	<ul style="list-style-type: none"> 春季における捕獲実施時に目視調査を行うとともに、カメラトラップ調査を実施し、県内における生息数の推定を行う。 里山に自動撮影カメラを設置して定点観測を行い、里山の個体群の生息密度や行動の変化を監視・分析する。 許可による捕獲等実施者から実施報告書の提出を得て捕獲数を把握する。 捕獲等実施者から個体調査票の提出を得て、捕獲個体の種類や捕獲場所の分析に活用する。 警察に通報された目撃情報を収集し、出没しやすい場所に関する情報提供等に活用する。 	
ニホンザル		<ul style="list-style-type: none"> 許可による捕獲等実施者から実施報告書の提出を得て捕獲数を把握する。 市町村に対してアンケート調査を実施し、群れの加害度や行動の変化等を把握する。 捕獲等実施者から個体調査票の提出を得て、捕獲個体の種類や捕獲場所の分析に活用する。 里山に自動撮影カメラを設置して定点観測を行い、里山の個体群の行動の変化を監視・分析する。 	

3 法に基づく諸制度の運用状況調査

(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区指定候補地及び既指定鳥獣保護区について、鳥獣の生息状況等を把握し、鳥獣保護区の指定・管理等を実施するための資料とする。

(第 30 表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
令和 9 ～ 13 (2027 ～ 2031) 年度に期間が終了する鳥 獣保護区	R4～R8 (2022-6)	定点観察法、ラインセンサス法等により、鳥獣の生息状 況を把握する。現地調査により、生息環境を把握する。	
次年度に期間が終了する 鳥獣保護区			
鳥獣保護区指定候補地及 び鳥獣保護区全般		現地調査、聞き取り調査により、鳥獣の生息動向を把握 する。	

(2) 捕獲等情報収集調査

法に基づいて行われる捕獲（登録狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲事業による捕獲）においてについては、捕獲を行った者から法令に基づき、捕獲場所、鳥獣種類別捕獲数、処置の概要を報告させているほか、必要に応じ捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の性別、幼獣・成獣の別、捕獲努力量、目撃数等について報告を得ているが、収集する情報については、科学的な鳥獣の保護及び管理の推進に必要な情報の種類・項目を整理し、収集すべき情報の規格化（標準化）を進めるとともに、捕獲情報の報告の仕組みについて見直しを図る。得ることで、管理の効果等の把握に活用する。特に指定管理鳥獣については、出猟日における目撃数の報告も得ることにより、単位努力量当たりの捕獲数の算定や個体数の推定を行い、

指定管理鳥獣捕獲等事業の効果測定や捕獲目標の設定等に活用する。

また、錯誤捕獲については、必要な情報の項目（鳥獣種、数、捕獲日、場所、錯誤捕獲された際の状況及び捕獲後の対応等）を整理し、報告の仕組みについて検討した上で、状況の把握に努める。

(3) 制度運用の概況情報

県は、上記調査の実施等により、法に基づいて行う制度の運用の概況を把握するとともに、この情報を鳥獣保護管理事業計画の作成又は変更を活かすとともに、国に提供する。

4 放射性物質検査

平成 23 年 3 月の東京電力株式会社福島第 1 原子力発電所事故により、野生鳥獣への放射性物質の影響が確認されており、~~捕獲に従事する狩猟者などの不安が高まっている。このため、~~国等関係機関と連携し野生鳥獣の放射性物質濃度モニタリング検査を実施するとともに、適切な情報提供に努める。

第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政を実施するために必要な担当職員を、本庁環境エネルギー一部みどり自然課、各総合支庁保健福祉環境部環境課に配置する。

(2) 設置計画

更新後の内容

(第 31 表)

区 分	現 況			計画終了時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本庁 環境エネルギー一部 みどり自然課自然環境担当	1	6	7	本計画期間中の行政需要等を検討し、配置する。			①鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に関する事 ②環境審議会自然環境部会に関する事 ③鳥獣保護区等の指定・管理に関する事 ④鳥獣の救護及び放野に関する事 ⑤野生鳥獣生息動向調査に関する事 ⑥野生鳥獣放射性物質濃度モニタリング調査に関する事 ⑦狩猟の適正化に関する事 ⑧野生鳥獣の捕獲及び調査・統計に関する事 ⑨指定管理鳥獣の生息状況調査、個体数調整及び認定事業者育成に関する事 ⑩高病原性鳥インフルエンザに関する事 ⑪イノシシの豚熱対策等に関する事 ⑫鳥獣保護思想の普及に関する事
出先 村山総合支庁保健福祉環境部環境課 最上総合支庁保健福祉環境部環境課 置賜総合支庁保健福祉環境部環境課 庄内総合支庁保健福祉環境部環境課	— — — —	3 2 2 2	3 2 2 2				①鳥獣の救護に関する事 ②野生鳥獣の捕獲及び調査・統計に関する事 ③指定管理鳥獣の個体数調整に関する事 ④高病原性鳥インフルエンザに関する事 ⑤鳥獣保護思想の普及に関する事 ⑥狩猟免許に関する事 ⑦狩猟の取締りに関する事⑦鳥獣保護区等の指定・管理に関する事

※この他、鳥獣による農作物被害対策の業務を担当している。

(出先では各総合支庁産業経済部農業振興課が担当している。)

(3) 研修計画

更新後の内容

(第 32 表)

名 称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内 容 ・ 目 的	備考
自然保護行政担当者会議	県	4月	1回	全県	12人	自然保護行政に関する知識の習得等	
鳥獣被害対策担当者会議	県	6月 2月	2回	全県	60人	鳥獣による農作物被害対策に関する知識の習得等	
北海道東北ブロック自然保護主管課長会議	各道 県	11月	1回	ブ ロ ッ ク	2人	鳥獣保護管理行政に関する情報収集等	
鳥獣行政担当者会議	国	9月 2月	2回	全 国	2人	同 上	同時開催の場合あり
鳥獣対策全国会議	国	7月 ～2月	数回	全 国	2人	鳥獣による農作物被害対策に関する情報収集等	
野生動物研修（実地）	国	5月	1回	全 国	1人	野生動物保護行政に関する知識の修得	
野生動物研修（オンライン）	国	12月	1回	全 国	3人	同 上	

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は、鳥獣の保護及び管理又は狩猟制度についての知識、技術及び経験を有し、鳥獣保護への熱意を有する人材から委嘱任命するものとし、鳥獣保護管理事業を適正かつ円滑に推進するため、現在の総数、配置を維持する。

(2) 設置計画

更新後の内容

(第 33 表)

基準設置数 (A)	平成 29 年度 (2017)		年 度 計 画 (当該年度に新規に増員 (△減員) となる人数)						計 (C)	充足率 (C/A)
	人員 (B)	充足率 (B/A)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)			
52人	52人	100%	0人	0人	0人	0人	0人	52人	100%	

(3) 年間活動計画

(第 34 表)

活 動 内 容	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理 各種鳥獣調査	←												→	
鳥獣保護思想の普及	←												→	必要に応じて随時
狩猟者等への指導										←			→	

(4) 研修計画

(第 35 表)

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容 ・ 目 的	備考
鳥獣保護管理員研修会	県	6月	4回	総合支庁 管轄地域	52人	鳥獣保護管理員の資質向上及び専門知識の習得	

3 鳥獣の保護及び管理の担い手等の育成及び確保

(1) 方針

鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況を踏まえた有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の指導・普及等の研修活動を行い、実施する。

なお、鳥獣の保護及び管理の担い手等となる人材の育成及び確保に努めるものとする。を
 図るため、大学等と連携のうえ、鳥獣の保護管理や農林業被害防止対策に関する専門的な知識を有し、地域を指導できる人材養成の研修等に努める。

またその一環として、鳥獣の保護及び管理の担い手等として、鳥獣の生息状況の把握や個体群管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者団体及び捕獲従事者狩猟者並びに認定鳥獣捕獲等事業者の確保及び育成が図られるように、そのための研修等に努めるものとする。

さらに、併せて下記の研修等を通じて、地域住民を取りまとめ、地域における被害防止対策の推進役となり、行政の助成制度に精通する地区の代表者等の人材の育成及び確保に努めるものとする。

(2) 研修計画

更新後の内容

(第36表)

名 称	主 催	時 期	回数 /年	規 模	内 容 ・ 目 的	対 象
指定管理鳥獣管理研修会	県	随時	1～4回	全県	指定管理鳥獣管理のための先進的な知識、安全管理及び技能の向上に関する研修又は研究	鳥獣管理研修会会員、狩猟者等
鳥獣被害対策指導者養成研修会	県	通年	5回程度	全県	鳥獣の生態、被害対策の知識及び技術に関する研修	市町村職員（鳥獣被害対策実施隊員を含む）、農業協同組合職員、農業共済組合職員、県農業普及担当職員等
新規狩猟者向け大型獣捕獲技術向上講習会（フォローアップ研修会）	県	随時	数回	全県	新規狩猟免許取得向けのイノシシ等大型獣の捕獲技術向上等に関する研修	新規狩猟免許取得者等
イノシシ等被害防除意識醸成研修会	県	随時	10地区程度	全県	イノシシ等鳥獣被害の初期段階における被害防除意識醸成及び初期対策に関する研修	地区住民等
地域ぐるみで行う鳥獣被害総合対策支援事業研修会	県	通年	6地区程度	全県	住民主体の集落単位による総合的な鳥獣被害防止対策を確立するため、集落全体における実践的な取組みに関する研修	地区住民、関係行政機関職員等
野生動物研修会	県、(公社)山形県獣医師会	11月頃	1回	全県	野生鳥獣の生態や関わり方、被害対策に関する研修	獣医師等

(3) 狩猟者団体及び捕獲従事者狩猟者の育成及び確保のための対策

有害鳥獣捕獲等の保護管理の実施を支えている狩猟者団体及び捕獲従事者狩猟者の高齢化及び減少が地域において課題となっているため、狩猟者団体の協力を得て、その実態を把握するとともに、下記対策の継続を図るなど、新規狩猟者の育成・確保のための対策を講じ

るものとする。

- ア 狩猟免許試験の休日実施及び県内 4 会場での試験実施（庄内・置賜・村山・西村山地区）
- イ 狩猟免許試験受験予定者向け準備に対する講習会の開催
- ウ 狩猟の魅力を普及するセミナーの開催
- エ 新規狩猟者向け捕獲技術向上講習会（フォローアップ研修会）実技講習会の開催
- オ 狩猟者の社会的役割の普及啓発
- カ 新規狩猟者等の銃等物品購入への補助

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

第 9 次鳥獣保護事業計画の期間以来、鳥獣保護センター等の設置について検討してきたが、人材の確保等の課題が解決できず、設置に至っていない状況である。

第 13 次鳥獣保護管理事業計画の期間においては、各地域に設置する野鳥救護所及び野生鳥獣救護所の設置のあり方も含め、本県における救護体制の全体的な検討を図りながら、本県の実情に合った鳥獣保護センター等について引き続き検討する。

5 指導

(1) 方針

違法な鳥獣の捕獲、飼養の未然防止のため、警察当局や市町村等と連携し、年間を通じて取締りを実施する。狩猟期間については、特に、銃猟による事故や違反の未然防止を重点とした取締りを実施する。特に、カモ類及びイノシシの狩猟期間とそれ以外の狩猟期間が異なることから、当該期間においては、違法な捕獲のないよう重点的に取り締まる。

(2) 年間計画

(第 37 表)

事 項	実 施 時 期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
違法捕獲の取締り	←												→	
ツキノワグマの密猟取締り	←												→	
鳥類の流通取締り	←												→	必要に応じて 随時
狩猟取締り								←					→	
狩猟重点取締り								↔				←	→	

6 必要な財源の確保

鳥獣保護管理事業の財源として、地方税法（昭和 25 年 7 月法律第 226 号）における狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に関し、狩猟税を財源に必要な経費の支出を図る。

指定鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、実施に必要な費用について国庫交付金の積極的な活用を図る。

第九 その他

1 市街地等に出没する鳥獣への対応

近年、ツキノワグマなどの鳥獣が市街地を含む人里に出没する機会が増え、人との軋轢が深刻化している。鳥獣の出没を抑制して被害を軽減するためには、緩衝帯の整備など環境管理による人と鳥獣のすみ分けが重要である。

市街地等への出没を減少させるためには、市街地等に接する里地里山等の環境管理、市街地等への出没の可能性を検知するためにICT等の新たな技術を活用した監視体制、出没リスクに応じた住民への適切な情報提供が必要である。また、ツキノワグマなどの鳥獣が市街地等に出没した場合には、迅速な対応や高い技術力が求められる。出没時の追い払いや捕獲等の円滑な対応ため、対応できる者の配置や連絡体制、各関係主体の役割分担を明確化し、対応方針について共通認識を図り、市町村は出没に備え関係機関との連携訓練に努める。

さらに、市街地周辺での追い払いや捕獲等、専門的な技術が要求される場合もあることから、これらの技術を持った団体・事業者等との連携の強化を進める。また、鳥獣の市街地出没への対応や出没を抑制するための人と鳥獣のすみ分けに向けた緩衝帯整備などの環境管理等を行うことができる人材の育成・確保に向けた取組みと住民への普及啓発も併せて検討する。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟にかかる各種規制区域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の実情に応じた狩猟を規制する場の設定又は狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施する。

また、各種制度の適用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直す。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

(1) 県内各地に救護所を配置した現在の傷病鳥獣の救護体制を維持するため、運営者の高齢化等を踏まえ、後継者の確保について検討する。また、救護体制の充実を図るため、地域の獣医師による診察・治療を必要に応じて実施できる体制の整備について検討する。

(2) 治癒した鳥獣の適正な放野を図るため、適当な個体に対し訓練を実施するとともに、現在、救護所で保護している放野不可能個体の対応（終生飼養又は安楽死等）について検討する。

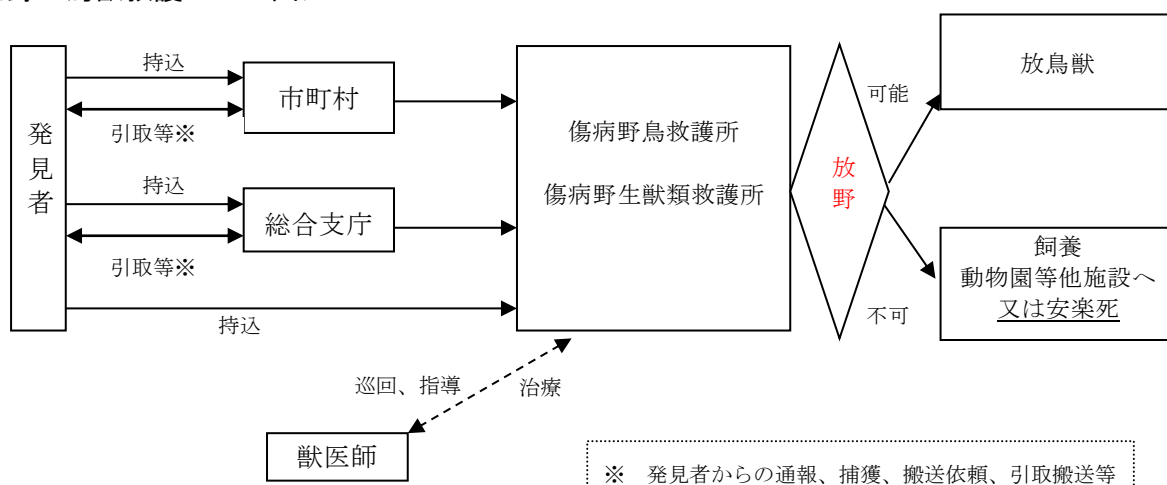
(3) 油汚染事故等一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合、救護所運営者等の知識及び技術の向上を図るとともに、関係団体等との連携に努め、迅速な救護体制の確立を図る。

(4) 外来鳥獣等及び農林水産業等への被害の原因となる鳥獣については、原則として救護の対象としないものとする。

(5) 雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、県民に周知する。

(6) 救護に当たっては人獣共通野生鳥獣と人・家畜の間で伝播する感染症の感染の有無を確認し、仮に感染の可能性のある場合は関係法令等の規定に従い、適切に対処するものとする。

<野生鳥獣救護フロー図>



4 感染症への対応

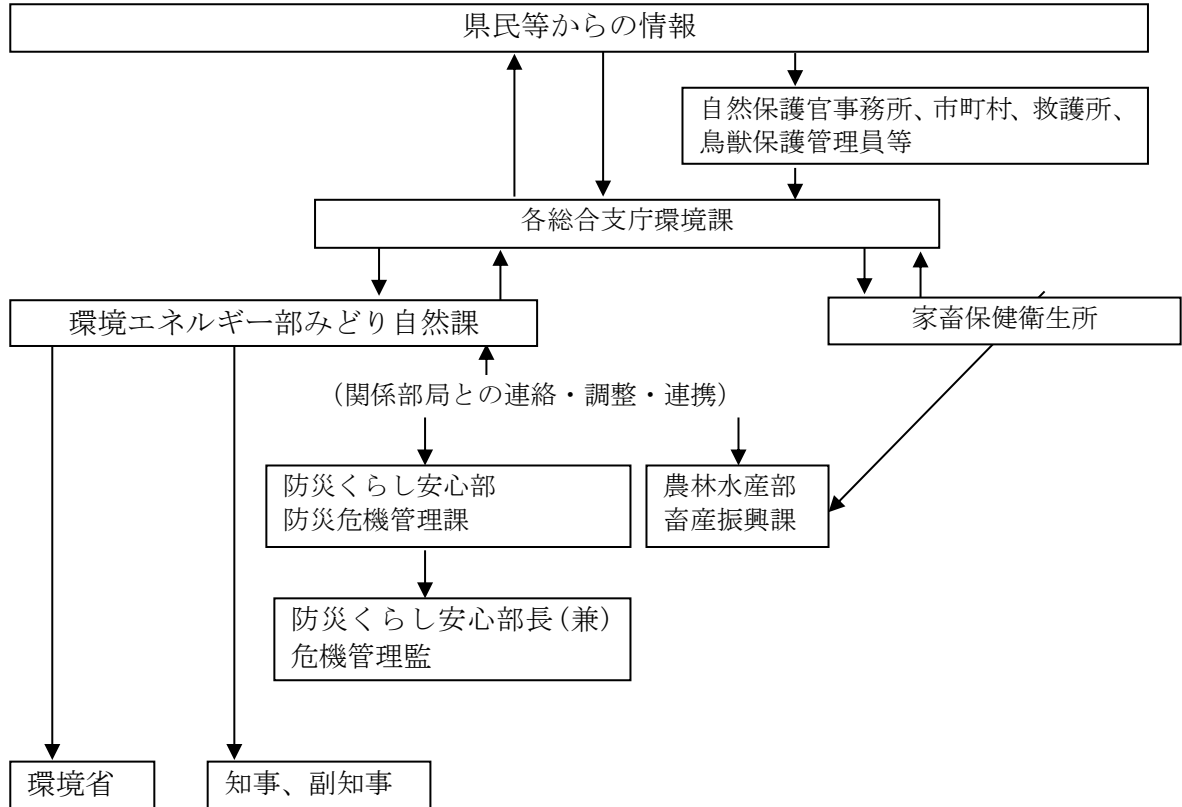
(1) 高病原性鳥インフルエンザ

人獣共通感染症のうち特に高病原性鳥インフルエンザについては、「高病原性鳥インフル

エンザが疑われる死亡野鳥に係る対応マニュアル（平成 30 年 12 月改訂）」に基づき、県民への情報提供を通じて理解の普及を図り予防に努める。

また、野生鳥獣は何らかの病原体を常時保有しているものと考え、触れる際の感染防止（手袋、マスク等の着用）及び触れた後の感染防止（手洗い、うがい等）について、県民及び野生鳥獣関係者への周知に努める。

<高病原性鳥インフルエンザが疑われる死亡野鳥が発見された場合の連絡体制>



(2) その他の感染症

本県では令和 2 (2020) 年 12 月 27 日にはじめて野生イノシシの豚熱感染が確認され、令和 4 (2021) 年 2 月 1 日現在 108 件の感染事例が確認されている。県では、豚熱感染拡大防止のため、防疫措置の研修会を開催し、防疫対策物品の購入を支援しているほか、豚熱感染が確認される都度、関係機関に対し注意喚起の通知を行っている。

また、生物多様性の確保、人の生活、家畜の飼養等に影響の大きい野生鳥獣に関する豚熱等の感染症に備え、専門的な知見に基づく情報収集や野生鳥獣の感染状況等に関する調査をはじめとし、関係部局と連携する。また、関係団体や地域住民に対して適切な理解を促すなどの普及啓発を行う。

~~その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。特に、口蹄疫等の家畜伝染病が発生している場合には、周囲の野生鳥獣に異常がないか監視に努める。~~

5 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

ア 方針

青少年を対象として愛鳥週間ポスターコンクールを実施するとともに、鳥類のヒナへの関わり方に関する周知や環境関連イベント等における生物多様性の保全に関する普及啓発活動を通して、鳥獣の保護思想の普及啓発を図る。

一方、野生鳥獣と人との適切なバランスを保つには、捕殺が必要な場合があることにつ

いて理解を普及させていくとともに、こうした活動の一環として、狩猟の魅力や意義について普及を図っていく。

イ 事業の年間計画

(第38表)

事業内容	実施時期												備考		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
愛鳥週間ポスターの募集・展示	←			→											
鳥類のヒナへの関わり方の周知	←			→											
生物多様性の保全や狩猟の意義に関する普及啓発			←						→						

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第39表)

	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
愛鳥週間行事	1) 愛鳥週間ポスターコンクールの実施 ・ 県内の小中学生、高校生等から愛鳥週間ポスターを募集し、入賞作品を選定する。 ・ 入賞作品を表彰するとともに、特選作品を全国審査会(愛鳥週間用ポスター原画コンクール)に応募する。 2) 愛鳥ポスターコンクール入賞作品の巡回展示 ・ 愛鳥週間の期間を含め、県内各地で巡回展示を実施する。				

(2) 野鳥の森等の整備

本県では、野鳥の保護を図るとともに、県民が野鳥に親しめる場を提供することを目的に、昭和49(1974)年に上山市蔵王坊平地区に「山形県野鳥の森」を設置している。今計画においても、施設の利用促進を図るため、現在整備されている施設の維持管理を行う。

(第40表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	備考
野鳥の森	昭和49年度	上山市坊平	124ha	観察路、観察小屋、東屋	

(3) 安易な餌付けの防止

ア 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に関する普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には、以下の点について留意するものとする。

- (ア) 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。
- (イ) 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。
- (ウ) 生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

イ 年間計画

(第41表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
安易な餌付け防止に係る普及啓発	←			→									必要に応じてホームページで実施	県民一般

(4) 小中学生を対象にした普及啓発

ア 方針

小中学生に対し鳥獣愛護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間ポスターコンクールの開催及び入賞作品の巡回展示を行うとともに、鳥獣保護に関する活動に取り組む学校に対しては、積極的に顕彰を薦め、生物多様性を保全する取組みの普及を図っていく。

(5) 法令の周知徹底

ア 方針

鳥獣に関する法令のうち、鳥獣の捕獲・採取等の規制の制度等について、狩猟者向けに行う講習会等の機会を通じて周知徹底を図るとともに、鳥獣飼養登録制度等、県民に関係のある事項について、山形県ホームページ等により、その周知を図るよう努めるものとする。

イ 年間計画

(第 42 表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
鳥獣捕獲制度に関する法律の周知	←													→	ホームページ、パンフレットなど	県民一般
飼養登録制度の徹底	←													→		
狩猟制度						←							→			

附 属 資 料

目 次

- 1 ツキノワグマの錯誤捕獲事例
- 2 クマの脱出口イメージ
- 3 山形県の鳥獣による農作物被害額の推移
- 4 山形県の第二種特定鳥獣による農作物被害額及び捕獲数の推移
- 5 ニホンジカの日撃情報
- 6 狩猟免許交付件数及び狩猟者登録証交付件数の推移

ツキノワグマの錯誤捕獲事例について(山形県・他県例)



① イノシシ捕獲用「箱わな」による狩猟期における錯誤捕獲事例(山形県内)



② イノシシ捕獲用「箱わな」による有害鳥獣捕獲における錯誤捕獲事例(山形県内)



③ サル捕獲用「箱わな」による有害鳥獣捕獲における錯誤捕獲事例(山形県内)

「くくりわな」による錯誤捕獲例(他県事例)
※写真は錯誤捕獲個体の放獣作業中のもので、
麻酔が効いている状況。
「くくりわな」によりクマの前足首途中にワイヤー
がかかっている状態(赤丸部分)。



イノシシ捕獲用わな脱出口設置イメージ

イノシシ捕獲用わな
両開きタイプ



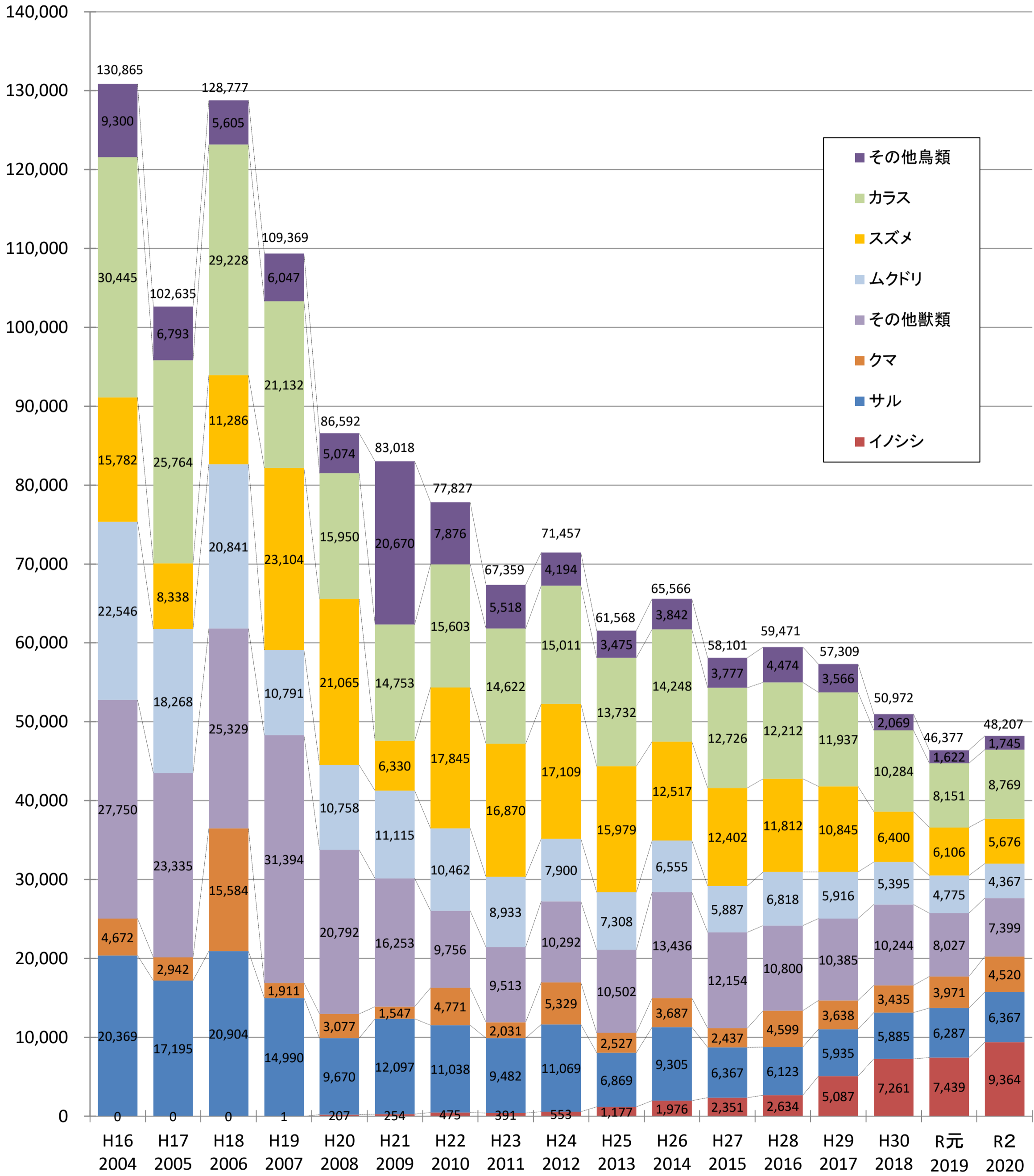
幅30cm程度で切り取り
クマが錯誤捕獲された時の
脱出口を設ける。
左右どちらでも可

※片開きタイプの場合も
上記と同じように脱出口を
設けてください。

山形県の鳥獣による農作物被害額の推移

農林水産省「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」より

被害金額（万円）



年次

鳥獣による農作物被害金額の推移

(農林水産省「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」より)

(1) 鳥獣別被害金額の推移

年次別鳥獣別被害金額

・被害額の割合：獣類57%・鳥類43%

・令和2年度被害額 1位：イノシシ(93,644千円)、2位：カラス(87,692千円)、3位：サル(63,669千円)、4位：スズメ(56,755千円)、5位：クマ(45,195千円)

(単位：千円)

鳥獣の種類	平成16年 2004年	17年 2005年	18年 2006年	19年 2007年	20年度 2008年度	21年度 2009年度	22年度 2010年度	23年度 2011年度	24年度 2012年度	25年度 2013年度	26年度 2014年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	2年度の 主な被害作物
スズメ	157,822	83,376	112,863	231,039	210,646	63,298	178,449	168,697	171,092	159,789	125,166	124,017	118,118	108,450	63,996	61,055	56,755	おとう、ぶどう
カラス	304,454	257,644	292,281	211,321	159,499	147,528	156,025	146,217	150,108	137,316	142,480	127,261	122,120	119,373	102,835	81,508	87,692	おとう、りんご
カモ	10,978	14,557	9,798	16,145	3,589	4,526	13,109	12,187	7,569	6,081	6,017	3,926	5,404	5,171	3,640	3,041	2,617	水稲、大豆
ムクドリ	225,461	182,676	208,410	107,907	107,577	111,151	104,624	89,331	78,998	73,081	65,548	58,873	68,180	59,161	53,953	47,753	43,673	おとう、りんご
ハト	5,171	2,626	2,332	1,914	12,926	2,255	673	437	319	755	443	367	418	611	591	580	575	大豆、えだまめ
キジ	4,005	-	-	1,163	137	311	168	18	46	104	140	113	69	46	49	46	100	だいごん、はくさい
ヒヨドリ	36,907	11,223	34,259	30,814	16,570	22,162	42,836	27,547	25,046	23,959	25,181	26,915	28,271	23,044	10,547	11,833	10,979	西洋なし、おとう
サギ	4,724	11,117	3,218	1,619	1,774	193	2,216	174	1,533	613	4,300	3,556	6,921	3,974	4,849	507	2,205	水稲
その他	31,212	28,405	6,446	8,812	15,747	177,253	19,754	14,821	7,426	3,234	2,334	2,891	3,657	2,815	1,014	217	977	デントコーン、啓翁桜
鳥類計	780,734	591,624	669,607	610,733	528,466	528,677	517,854	459,429	442,137	404,932	371,609	347,919	353,158	322,645	241,473	206,540	205,573	
カモシカ	123,578	83,913	88,611	52,889	29,779	21,194	17,023	18,134	13,683	12,706	14,035	14,724	11,345	10,301	13,302	11,621	11,718	ぶどう、おとう
クマ	46,721	29,424	155,835	19,109	30,770	15,466	47,713	20,307	53,289	25,274	36,872	24,373	45,991	36,378	34,347	39,707	45,195	りんご、ぶどう
サル	203,691	171,951	209,039	149,897	96,698	120,973	110,383	94,820	110,692	68,686	93,054	63,671	61,227	59,346	58,854	62,867	63,669	おとう、ぶどう
タヌキ	611	760	2,251	405	301	253	1,122	1,209	1,336	1,209	4,039	5,428	1,466	2,536	2,749	2,637	2,697	いちご、落花生
ハクビシン	79,140	74,607	57,604	68,107	49,738	48,422	47,299	44,746	57,795	59,950	75,353	70,438	67,346	58,263	48,588	34,315	34,687	おとう、ぶどう
ウサギ	2,501	17,013	3,556	4,039	33,574	14,865	3,107	4,436	4,739	3,478	4,319	4,306	4,539	6,268	7,243	5,377	5,336	おとう、啓翁桜
ネズミ	71,130	56,737	101,264	188,500	94,525	76,440	28,959	26,551	24,417	25,647	34,679	25,292	23,061	23,304	25,246	25,051	18,474	おとう、りんご
イノシシ	-	-	-	12	2,068	2,539	4,753	3,909	5,532	11,769	19,760	23,507	26,336	50,869	72,607	74,385	93,644	水稲、そば
モグラ	-	-	-	-	-	41	52	52	52	2,008	1,023	998	8	2,591	5,108	-	600	かぼちゃ
シカ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	32	水稲、えだまめ
その他	543	320	-	-	-	1,310	-	-	897	17	911	352	234	591	202	1,270	444	水稲、おとう
獣類計	527,915	434,725	618,160	482,957	337,454	301,504	260,411	214,164	272,432	210,744	284,046	233,089	241,553	250,447	268,247	257,232	276,496	
合計	1,308,649	1,026,349	1,287,767	1,093,690	865,920	830,181	778,265	673,593	714,569	615,676	655,655	581,008	594,711	573,092	509,720	463,772	482,069	

(注) H16～19年は暦年(1～12月)、H20～R元年度は年度(4～3月)の数値。

(注2) 小数点以下の端数処理の関係上、合計額と記載値の合計が合わない場合がある。

鳥獣による農作物被害金額の推移

(農林水産省「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」より)

(2) 作物別被害金額の推移

年次別作物別被害金額

・令和2年度被害額 1位:おとう(178,287千円)、2位:稲(74,897千円)、3位:ぶどう(44,608千円)、4位:りんご(44,418千円)、5位:西洋なし(24,107千円)

(単位:千円)

作物名	平成16年 2004年	17年 2005年	18年 2006年	19年 2007年	20年度 2008年度	21年度 2009年度	22年度 2010年度	23年度 2011年度	24年度 2012年度	25年度 2013年度	26年度 2014年度	27年度 2015年度	28年度 2016年度	29年度 2017年度	30年度 2018年度	令和元年度 2019年度	令和2年度 2020年度	2年度の 主な加害鳥獣	
稲	59,193	71,542	68,532	44,948	20,505	32,071	39,735	30,304	34,242	31,205	42,214	33,877	44,401	48,672	62,127	60,944	74,897	イノシシ、サル	
麦類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	2	5	-	-	-	-
大豆	8,796	8,930	9,781	7,702	6,906	2,846	5,559	3,645	3,482	3,125	2,298	1,403	1,609	1,558	2,775	2,181	6,259	イノシシ、サル	
その他豆類	2,574	3,588	4,843	4,297	2,992	3,386	145	110	139	101	200	171	213	3	52	182	732	タヌキ、カラス	
りんご	189,337	177,724	270,344	163,308	130,230	94,491	129,707	94,242	77,535	56,588	82,548	74,533	74,565	53,849	44,045	40,742	44,418	カラス、クマ	
ぶどう	174,346	164,173	151,749	122,801	68,805	53,680	69,435	45,186	48,189	47,514	32,188	30,601	35,084	32,896	46,066	43,318	44,608	クマ、サル	
おとう	625,993	376,958	524,890	582,534	464,766	474,187	361,276	342,113	342,530	328,870	287,540	274,438	271,000	262,542	220,040	191,448	178,287	スズメ、カラス	
もも	32,899	43,941	49,793	23,742	22,326	17,491	21,379	21,190	24,438	22,867	19,929	15,506	17,195	16,495	10,708	12,926	16,087	カラス、サル	
西洋なし	99,943	74,342	78,173	41,494	59,217	34,806	43,069	38,991	46,063	38,993	35,743	35,269	33,419	31,213	25,832	22,650	24,107	カラス、ヒヨドリ	
日本なし	1,670	2,451	2,157	1,934	1,479	8,699	6,597	2,161	3,177	3,439	7,818	4,824	17,710	9,160	5,180	6,582	4,276	カラス、クマ	
かき	1,470	1,463	1,880	2,934	5,035	3,220	4,809	3,785	4,391	2,344	9,021	4,588	5,603	8,038	1,391	3,409	6,168	クマ、サル	
すもも	29,135	14,054	27,115	9,891	3,096	16,649	6,029	3,991	4,251	5,996	5,946	5,404	6,550	7,956	6,165	5,275	4,541	カラス、クマ	
くり	2,590	560	5,207	806	581	937	2,865	235	2,643	1,644	2,152	737	806	884	390	469	789	サル、クマ	
その他果樹	-	-	-	21	296	422	1,595	29	465	340	582	473	819	458	2,317	2,517	3,348	スズメ、カモシカ	
すいか	10,620	10,463	10,490	6,267	7,871	4,702	6,492	3,136	8,484	7,627	8,703	7,331	13,686	14,366	12,486	7,581	4,077	クマ、カラス	
メロン	23,943	30,558	19,200	35,923	23,393	24,653	14,550	19,389	19,822	16,282	13,802	14,254	14,308	16,564	14,487	14,035	11,593	カラス、ネズミ	
トマト	532	630	2,322	2,624	3,033	4,552	2,097	2,498	4,851	2,142	5,810	2,923	3,034	2,824	1,408	1,823	2,128	サル、カモシカ	
なす	409	387	782	1,205	2,085	3,605	2,379	1,546	5,137	2,188	3,857	2,682	2,578	4,221	2,034	2,776	2,071	サル、カモシカ	
だいこん	4,144	618	3,352	3,493	908	1,439	1,000	739	1,928	341	1,385	674	525	676	920	625	622	サル、イノシシ	
とうもろこし	4,609	6,129	11,966	4,908	2,706	6,243	4,346	2,840	4,499	2,586	6,216	6,711	2,555	2,924	2,675	1,386	2,201	サル、ハクビシン	
いちご	16,779	15,471	6,545	9,259	3,063	7,748	10,295	18,287	8,977	6,343	27,553	23,026	5,671	4,550	4,959	7,608	6,561	カラス、タヌキ	
にんじん	258	0	0	150	106	98	106	128	305	7	39	43	181	16	109	101	158	イノシシ、サル	
かぼちゃ	4,788	4,570	8,570	2,657	3,095	3,505	4,128	3,150	10,125	3,563	4,293	6,194	4,674	6,158	3,693	3,081	4,990	サル、イノシシ	
はくさい	3,092	2,503	8,163	4,785	848	893	1,287	660	483	341	499	800	523	330	344	367	447	サル、クマ	
キャベツ	918	1,872	5,513	2,971	630	216	1,174	853	363	262	220	247	760	258	480	546	576	イノシシ、カモシカ	
えだまめ	-	-	-	-	-	-	-	21,443	19,617	17,605	35,606	17,902	18,199	15,193	9,666	1,845	4,801	サル、イノシシ	
アスパラガス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5,880	115	797	イノシシ、	
ねぎ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,692	4,537	イノシシ、サル	
その他野菜	7,141	5,644	8,747	3,486	26,238	26,673	31,152	4,556	18,222	8,982	5,656	6,535	6,158	9,991	7,984	4,859	6,762	サル、イノシシ	
いも類	-	-	-	-	-	-	-	5,536	6,231	2,358	1,698	4,239	2,743	5,208	7,022	2,184	5,841	イノシシ、サル	
飼料作物	1,133	806	664	254	2,488	1,268	6,042	2,186	12,155	1,757	10,274	4,327	7,886	11,769	3,930	9,756	6,703	クマ、イノシシ	
その他	2,337	6,972	6,989	9,295	3,223	1,700	1,018	664	1,829	268	1,865	1,297	2,251	4,319	4,550	7,749	8,687	イノシシ、ウサギ	
合計	1,308,649	1,026,349	1,287,767	1,093,690	865,920	830,181	778,265	673,593	714,569	615,676	655,655	581,008	594,711	573,092	509,720	463,772	482,069		

(注1) H15～19年は暦年(1～12月)、H20～令和元年度は年度(4～3月)の数値。

(注2)「その他野菜」に分類していた「えだまめ」「アスパラガス」「ねぎ」の被害が大きくなってきたため、項目を起こした。「その他野菜」に分類していた「いも類」を、国の調査項目にあわせ、分離して表記した。

山形県の第二種特定鳥獣による農作物被害額及び捕獲数の推移

(農林水産省「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」及び環境省「鳥獣統計」より)

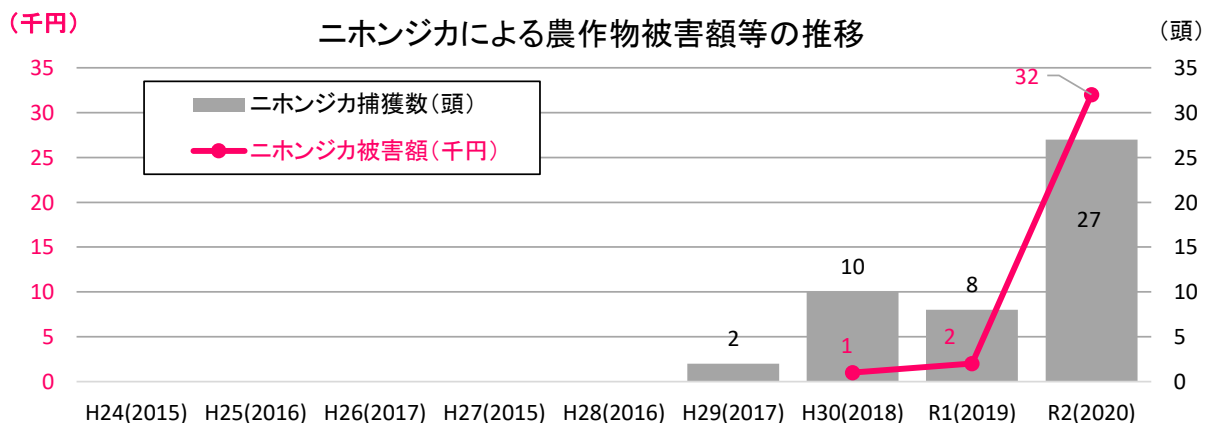
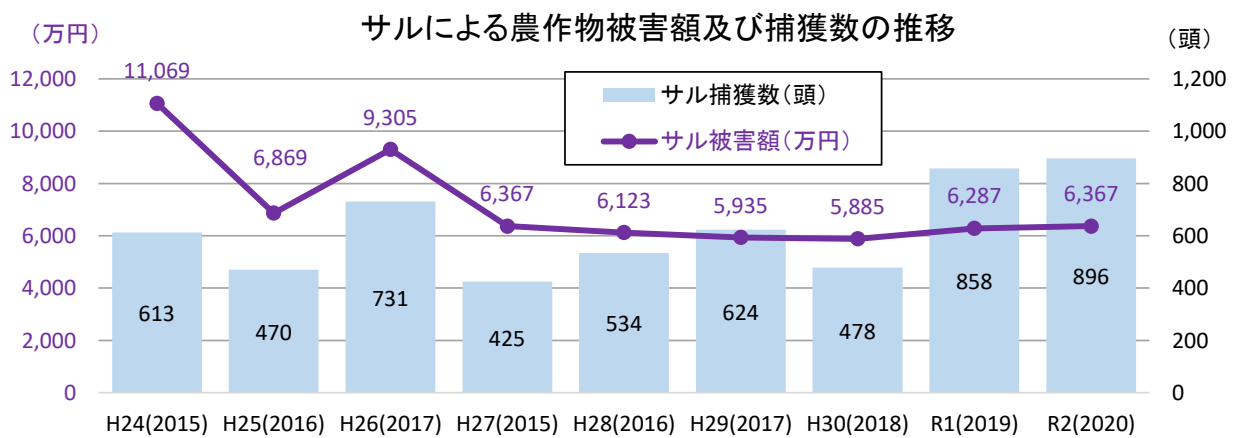
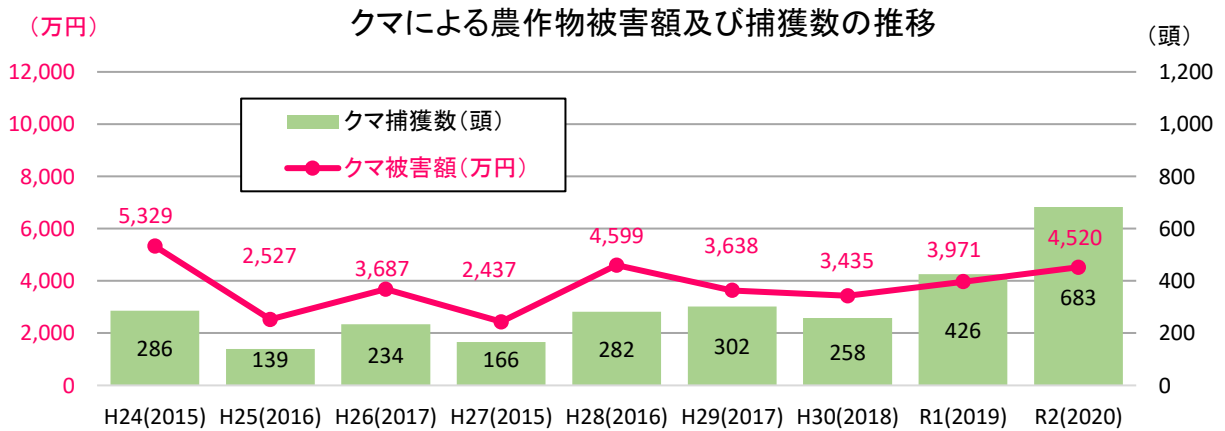
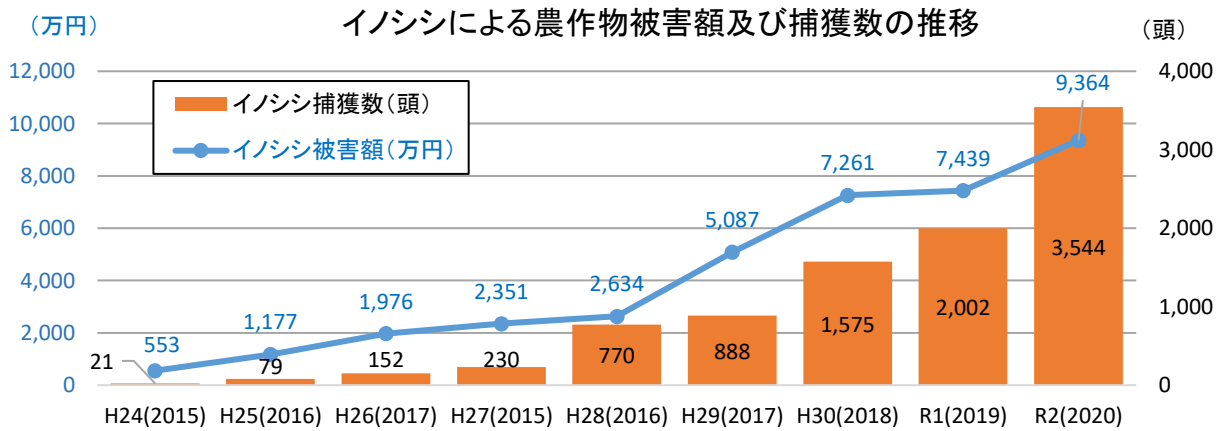


表1 山形県内のニホンジカ目撃情報

性別目撃情報

年	目撃件数	確認【個体】数			
		♂	♀	不明	幼獣
2009	5			5	
2010	2			2	
2011	4	5	1		
2012	18	13	14		
2013	8	5	3	1	
2014	14	10	4	2	1
2015	34	29	3	3	
2016	19	18	1		
2017	41	36	8	11	3
2018	122	71	22	46	6
2019	181	138	10	35	9
2020	82	59	7	19	5
合計	530	384	73	124	24

狩猟免許交付件数及び狩猟者登録証交付件数の推移（鳥獣関係統計より）

年度	狩猟免許					狩猟者登録証					
	総数	甲		乙 第一種	丙 第二種	所持者実 人数	総数	甲		乙 第一種	丙 第二種
		網	わな					網	わな		
S50							7,640				
S51							8,000				
S52							7,910				
S53							8,330				
S54							7,410				
S55	7,660		276	7,282	102		7,374	198	7,121	55	
S56	7,845		313	7,418	114		6,885	196	6,634	55	
S57	6,413		313	6,021	79		6,293	225	6,023	45	
S58	6,401		323	5,994	84		5,763	210	5,515	38	
S59	6,588		360	6,139	89		5,542	200	5,303	39	
S60	5,375		308	4,998	69		5,184	191	4,963	30	
S61	5,414		319	5,025	70		4,963	196	4,737	30	
S62	5,567		367	5,128	72		4,823	190	4,609	24	
S63	4,961		343	4,553	65		4,755	192	4,530	33	
H1	4,997		365	4,561	71		4,667	197	4,434	36	
H2	5,025		365	4,582	78		4,547	172	4,334	41	
H3	4,474		288	4,096	90	4,278	4,478	160	4,268	50	
H4	4,568		362	4,104	102	4,198	4,411	163	4,205	43	
H5	4,600		374	4,126	100	4,220	4,225	159	4,024	42	
H6	4,133		335	3,702	96	3,767	4,093	162	3,884	47	
H7	4,231		351	3,779	101	3,852	3,876	147	3,683	46	
H8	4,068		320	3,648	100	3,710	3,715	147	3,526	42	
H9	3,708		308	3,301	99	3,353	3,595	153	3,389	53	
H10	3,758		306	3,356	96	3,408	3,358	129	3,183	46	
H11	3,702		309	3,308	85	3,353	3,261	133	3,091	37	
H12	3,321		322	2,947	52	3,304	3,143	158	2,926	59	
H13	3,300		325	2,941	34	3,022	3,012	157	2,787	68	
H14	3,333		337	2,974	22	3,018	2,885	153	2,666	66	
H15	2,944		320	2,609	15	2,655	2,791	146	2,579	66	
H16	2,985		333	2,639	13	2,684	2,632	152	2,470	10	
H17	2,962		331	2,616	15	2,658	2,514	140	2,362	12	
H18	2,707		314	2,382	11	2,425	2,475	157	2,309	9	
H19	3,067	312	351	2,394	10	2,441	2,417	54	149	2,208	6
H20	3,039	295	355	2,381	8	2,428	2,252	41	133	2,071	7
H21	2,510	151	329	2,025	5	2,077	2,165	37	149	1,974	5
H22	2,474	150	330	1,989	5	2,042	1,985	33	153	1,792	7
H23	2,476	148	347	1,977	4	2,044	1,853	31	156	1,659	7
H24	2,122	135	328	1,655	4	1,714	1,775	28	163	1,574	10
H25	2,181	144	363	1,669	5	1,741	1,717	25	169	1,511	12
H26	2,265	159	408	1,690	8	1,793	1,706	25	210	1,452	19
H27	2,151	161	455	1,526	9	1,624	1,791	48	281	1,442	20
H28	2,408	182	606	1,610	10	1,752	1,875	47	380	1,427	21
H29	2,641	188	777	1,663	13	1,929	2,019	42	523	1,431	23
H30	2,763	192	919	1,636	16	1,901	2,120	41	628	1,425	26
R1	2,972	200	1,090	1,665	17	2,043	2,249	40	758	1,423	28
R2	3,131	191	1,281	1,642	17	2,142	2,339	39	921	1,352	27